

平成18年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年3月2日

午前11時10分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	清水孝悦	環境対策課長	清水建也
都市建設部長	藤本宗司	建設課長	堤和雄

観光産業課長	今西弘至	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	西田哲也	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	阪野輝男	上下水道部長	池田善紀
上水道課長	水田美文	下水道課長	谷口裕司
代表監査委員	辰巳忠次		

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 報告第 1号 監査結果報告について
- 日程 7. 議案第 1号 斑鳩町国民保護協議会条例について
- 日程 8. 議案第 2号 斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部条例について
- 日程 9. 議案第 3号 斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程 10. 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 11. 議案第 5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 12. 議案第 6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 13. 議案第 7号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 14. 議案第 8号 斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 15. 議案第 9号 斑鳩町福祉会館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程 16. 議案第 10号 斑鳩町立あゆみの家設置条例の一部を改正する条例について

いて

- 日程 17. 議案第 11 号 高安ふれあい交流広場設置条例の一部を改正する条例について
- 日程 18. 議案第 12 号 斑鳩町立老人憩の家条例の一部を改正する条例について
- 日程 19. 議案第 13 号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程 20. 議案第 14 号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程 21. 議案第 15 号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 22. 議案第 16 号 斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程 23. 議案第 17 号 平成 17 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程 24. 議案第 18 号 平成 17 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程 25. 議案第 19 号 平成 17 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 26. 議案第 20 号 平成 17 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 27. 議案第 21 号 平成 17 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程 28. 議案第 22 号 平成 18 年度斑鳩町一般会計予算について
- 日程 29. 議案第 23 号 平成 18 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程 30. 議案第 24 号 平成 18 年度斑鳩町老人保健特別会計予算について
- 日程 31. 議案第 25 号 平成 18 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について
- 日程 32. 議案第 26 号 平成 18 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程 33. 議案第 27 号 平成 18 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日程 34. 議案第 28 号 平成 18 年度斑鳩町水道事業会計予算について

- 日程 35. 議案第 29 号 斑鳩町、平群町、三郷町及び安堵町指導主事共同設置の
廃止について
- 日程 36. 議案第 30 号 西和衛生試験センター組合規約の変更について
- 日程 37. 議案第 31 号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について
- 日程 38. 議案第 32 号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について
- 日程 39. 議案第 33 号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について
- 日程 40. 議案第 34 号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程 41. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて
(その 1)
- 日程 42. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて
(その 2)
- 日程 43. 認定第 1 号 町道認定及び路線変更について
- 日程 44. 同意第 1 号 助役の選任について同意を求めることについて
- 日程 45. 報告第 2 号 平成 18 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につい
て
- 日程 46. 報告第 3 号 平成 18 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告につい
て

1, 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

(午前11時10分 開会)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。よってこれより、平成18年第1回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成18年第1回町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、斑鳩町国民保護協議会条例についてをはじめ40議案を本定例会に提出させていただいており、それぞれの議案につきましていずれも温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

特に、議案第30号の西和衛生試験センター組合規約の変更について、議案第31号王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についての2議案につきましては、組合議会の開催日及び県知事の許可等の関係により、議会初日において温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

去る1月20日から1月27日までの5日間、辰巳、木田両監査委員には、平成17年度の定期監査等を実施していただき、その結果をご報告いただくことになっておりますが、熱心かつ厳正に監査を賜り、ここに深く感謝を申し上げますと共に、講評の中でお受けいたしました意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営を進めてまいります中で十分に配慮し、さらに合理的、効率的な行政運営に反映させてまいります所存であります。

また、私は、すべての人々が安心してくらすせる「人にやさしいまちづくり」の推進、一人ひとりの声を大切にする「開かれた町政」の推進、財政の健全化をすすめる「地方分権の時代にふさわしい施策」の推進を基本姿勢として町政運営に邁進してまいりますので、一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成18年度の施政方針及び提出議案の説明は後刻とさせていただきます、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます

ました。

○議長（中西和夫君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、14番、里川議員、16番、中川議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月23日までの22日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月23日までの22日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成17年第7回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについて、審査結果の報告を求めます。3番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

12月定例会後、閉会中の2月14日に建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案をはじめその他の所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

まず初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めました。

その内容は、本年発注している公共下水道工事の進捗の状況について、第12処理分区、龍田北汚水幹線第2工区工事、進捗率25%で、シールド発進立坑築造作業を進めている。

次に、8月31日に入札を執行した龍田北1丁目地内第12処理分区第2工区3、同じく第2工区4工事については、現在、進捗率80%で、管渠埋設工事が順調に進められている。

次に、10月31日に入札を執行した法隆寺1丁目地内第15処理分区第21工区4服部1丁目地内第13処理分区第11工区2、小吉田2丁目地内第12処理分区第1工区5、興留6丁目地内第14処理分区第4工区1工事については、現在、進捗率55%で順調に工事が進められている。

次に、阿波2丁目地内第14処理分区第16工区2工事については、現在、進捗率80%で順調に埋設工事が進められている。

なお、本年度発注している工事については、継続工事である龍田北污水幹線第2工区工事を除き、すべて年度内に完了出来るよう順調に作業が進められているとの報告がありました。

次に、公共下水道接続申請状況は、確認申請受付件数が590件、検査済み件数が533件、また融資あっせん利用件数が10件、浄化水槽雨水貯留施設転用申請件数が5件となっている。

本件については、質疑もなく、当委員会として説明を受け一定の審査を行ったということと終わりました。

続いて、3月定例議会に提出が予定されている案件について、(1)斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、(2)斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、(3)平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、(4)平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第4号)について、(5)斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、(6)斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について、(7)町道認定及び路線変更について、それぞれについて、本定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたところであります。

委員からは、地域手当等について、観光協会の会則、組織充実に、また町道認定について若干の質疑があり、理事者より答弁がありました。詳細は、割愛させていただきます。

次に、各課報告事項として、一般会計補正予算、町営住宅入居者募集、既存木造住宅耐震診断支援事業実施要綱、斑鳩の里法隆寺古事の森の集い等について報告を受けました。委員より、耐震診断に係る負担金及び県下の状況及び区域について、古事の森に係る支援体制について等の質問がありましたが、詳細は割愛させていただきます。

また、理事者側より県事業について報告がありました。その内容は、1、天理斑鳩線

の用地確保について、2つ目、国道168号線の工事の進捗について、3つ目、富雄川の護岸、河床工事整備後の上流井堰関係の調整について、4つ目、三代川改修工事における用地取得と今後の県との協議について、5つ目、県道御幸大橋の右折レーンについては、今後、下部工の調査の後、河川協議をし、調整をするとのこと。6つ目、自転車道について、以上、県事業に関する報告を受けました。

また、その他については、ふるさと秋祭り実行委員会補助金等の継続についての質問があり、一定の答弁がありました。

以上が、閉会中における審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。同じく閉会中における厚生常任委員会の審査結果の報告を求めます。9番、浦野委員長。

○厚生常任委員長（浦野圭司君） それでは、厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

閉会中の、厚生常任委員会は、2月14日全委員出席のもと開催いたしました。

まず初めに、継続審査案件で、（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題とし、理事者より、用地確保の件で、今までは予定用地が南北に離れていたが、離れていた部分の東半分、約1,000平方メートルについても協力が得られる予定との報告がありました。これに対して委員より質疑があり、用地の確保が出来て安心したが、これから建物の設計に入るに当たり、議会ともよく議論し、充実したものになるよう要望がありました。

次に、3月定例議会提出予定議案で、（1）斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について、及び（4）高安ふれあい交流広場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、いずれも指定管理者制度導入に伴うもので、両者とも直営とし、管理の委託条項を削除するという説明がありました。これに対しては、別段の質疑はありませんでした。

次に、（2）斑鳩町福祉会館設置条例の一部を改正する条例について、（3）斑鳩町立あゆみの家設置条例の一部を改正する条例について、及び（5）斑鳩町立老人憩の家

条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、前記同様の説明がありました。これに対して、委員より若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、（６）斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、介護保険料率について、現行の５段階から７段階に改め、また保険料の納期を現行の４期から８期に改めるという説明がありました。これに対して、委員より、保険料率の段階改正で高額所得者優遇になってはいないのか、また保険料滞納者への対応について質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

次に、（７）平成１７年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題とし、理事者より、歳出では、高額医療費拠出金で５０７万８，０００円の減額等合計で５７６万６，０００円の減額補正を、歳入では、高額医療費共同事業医療費交付金で１，３４２万８，０００円の増額、また保険基盤安定繰入金で１，７０５万７，０００円の減額等、合計で５７６万６，０００円の減額補正をするという説明がありました。これに対しては、別段の質疑はありませんでした。

次に、（８）平成１７年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題とし、理事者より、歳出では、介護給付費で１，０００万円の増額等合計で１，１００万８，０００円の増額補正を、歳入では、介護給付費等繰入金で４５５万円の増額、及び介護給付費交付金で３２０万円の増額等合計で１，１００万８，０００円の増額補正をするという説明がありました。これに対しては、別段の質疑はありませんでした。

次に、（９）西和衛生試験センター組合規約の変更についてを議題とし、理事者よりセンター組合の組織の規約変更について説明がありました。これに対しても、別段の質疑はありませんでした。

次に、（１０）王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてを議題とし、理事者より、障害者自立支援法が施行されたことにより、共同処理する事務の規約に自立支援法に定める市町村審査会の設置及び運営に関する事務を加えるという説明がありました。これに対して委員より、障害者自立支援での認定区分判定の慎重性についての質疑があり、理事者より一定の答弁がありました。

西和衛生試験センター組合規約の変更について及び王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更については、県知事の許可申請手続期間に日数を要することから、３月定例会初日に議決をお願いしたいとのことで、委員会として了承すると共に、議長、議会

運営委員長に申し入れを行っています。

次に、各課報告事項で、(1)平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とし、理事者より、歳出で、国民健康保険医療助成費で1,677万9,000円の減額、及びふれあい交流センターいきいきの里の充実で地元調整がつかず、大広間増設工事断念で2,500万円の減額等、合計で3,981万7,000円の減額補正を、歳入では、県支出金の保険基盤安定負担金で1,053万6,000円の減額等、合計で1,125万1,000円の減額補正をし、また繰越明許費で合併処理浄化槽設置整備補助事業費で399万6,000円の繰り越しの説明がありました。これに対しては、別段の質疑はありませんでした。

最後に、その他の事項で、理事者より、福社会館のボイラー室天井のアスベスト含有が判明し、2月中に撤去するとの報告がありました。その後委員より若干の質疑があり理事者より一定の答弁がありました。

以上が、閉会中における厚生常任委員会の審査内容の概要です。詳しくは、議事録をご参照いただければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。

○議長(中西和夫君) 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします
同じく閉会中における総務常任委員会の審査結果の報告を求めます。1番、嶋田委員長。

○総務常任委員長(嶋田善行君) 総務常任委員長報告をさせていただきます。

去る2月15日午前9時から総務常任委員会を開き、閉会中における継続審査案件及び総務常任委員会の所管に係る事案について、報告、説明を受け、必要な審査、質疑を行いましたので、その概要について報告します。

当日の会議で付議された事案は、継続審査事案のほか、3月定例議会で付議予定議案のうち、当委員会の所管に係る事案11件と各課報告事案3件でした。

まず、継続審査事案であります。

斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります
史跡藤ノ木古墳の整備については、現在は基本設計書が出来上がり、実施設計書の作成に取りかかっているところであります。基本設計書の概要につきましては、従来からの報告と大差ないため、省略させていただきます。

史跡中宮寺跡の整備につきましては、18年度残り1件の用地買収と今後の発掘調査について、整備委員会を組織し調査計画の作成を行っていきいたいとのことです。

町史跡駒塚古墳についてであります。町内の数少ない前方後円墳の後円部所在の宝篋印塔の解体調査については、調査結果の取りまとめを行っている。今後は、文化庁、県と協議の上、主体部の発掘調査計画書を策定し、より慎重に事業を進めていく必要があるため、本年度の整備費の予算額399万8,000円は減額補正をお願いしたいとの報告がなされました。

委員より、ガイダンス施設について、リピーターをふやす工夫の検討、維持費の国からの補助、作業室収蔵庫の必要面積について、個人見学者の映像ホールでの対応、映像ホールと展示室の位置関係等の質疑があり、理事者よりそれぞれについて答弁がなされました。

以上が継続審査案件に関する概要であります。

次に、3月定例会の付議予定議案のうち、当委員会の所管に係る事案についてであります。

1、斑鳩町国民保護協議会条例について、2、斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部条例についての2事案は、武力攻撃事態等における国民保護のための設置に関する法律に基づき制定される条例である旨の説明がなされ、委員より、上位法であるいわゆる国民保護法の内容に関しての質疑、住民の安心と安全を守る観点から新たに協議会をつくらなくても防災会議で対応出来ないか等の議論を深めていってはどうかなどの意見が出されました。

3、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。公民館館長を非常勤の特別職から臨時職員へ変更したことによる、また斑鳩町国民保護協議会、地域包括支援センター運営協議会の設置に伴う改正との説明がなされました。委員より、各種審議会機構や報酬額の見直しを図っていく段階であるならば、今は慎重に対応してはどうかとの意見が出されました。

次に、4、特別職の職員で常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、5、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、この2事案は、特別職の給与抑制措置として減額率を給料月額、町長は10%から15%へ、助役は7%から12%へ、収入役は5%から10%へ、及び教育長は5%から10%へ引き上げる。また、退職手当組合への負担金も、減額後の月額を算定基礎額とするとの説明があり、委員より、パーセントの表示だけでなく金額を明示してもらい、認識を深めていきたいとの要望がありました。

6、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。現在8級制をとっている級構成から、平成18年4月1日より新6級制に移行する旨の説明が12月議会開会中の当委員会で行なわれていたが、その後この級構成でシミュレーションを行ったところ、係長クラスの現5級の最高号級の職員と主事クラスの現4級の最高号級の職員が、新しい給料表では同じ給料額になる等デメリットが多くなることから、4月1日の1日前に、現8級制を9級制に切り替え、新年度から新7級制に移行することで、職員の勤労意欲を損なわずスムーズな切り替えが出来るため、そのように変更したいとのこと。また、今回の給与条例改正にあわせ職員の管理職手当を部長級は11%から10%に、課長級は9%から8%に、課長補佐級は8%から7%に幼稚園の園長手当を1万3,500円から1万2,000円に引き下げるとの説明がなされました。

7、斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。現行10種類ある特殊勤務手当のうち、滞納整理、訪問看護、用地交渉、マイクロバス運転、年末年始勤務の5種類の手当を廃止するとの説明があり、委員より、廃止の理由の質疑がありました。理事者より、4種類については本来の業務と認識し、残る1種は時間外、または休日勤務手当によって支払いを行っているためとの答弁がありました。

8、斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について。消防コミュニティセンターは、指定管理者制度をとらず直営で管理を行うための条文の改正との説明でした。

9、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について。理事者より各補正の内容について説明があり、委員より、衛生費国庫支出金の関係とし尿処理費についての質疑がありました。

10、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について。斑鳩町文化振興センターの指定管理者を、財団法人斑鳩町文化振興財団に単独指定したい。その理由として、1つに、過去8年の管理により施設の詳細及び業務内容に精通し効率的運営が期待できる。2つには、文化振興財団は、いかるがホールを拠点とし、斑鳩町の文化振興を図る法人であり、ホール設置目的を理解し、町の意向に沿った運営が期待出来る。3つに、文化振興を図る様々な実施事業を展開しており、施設管理とあわせた一体的で効率的及び質の高い運営が出来るとの説明がありました。委員より、指定の期間を最小限にとど

め、管理者制度を十分検討すべきではないかとの意見が出されました。

11、斑鳩町、平群町、三郷町及び安堵町指導主事共同設置の廃止について、奈良県教育委員会の機構改革により、地域圏担当指導主事の共同設置を廃止するが、今後は県教委からの指導主事が教育支援を続行される旨の説明がなされ、委員より、教育指導の内容、廃止による変更点等についての質疑がなされました。

以上が、3月定例会における当委員会に係る付議予定議案の概要であります。

次に、各課報告事項であります。

報告事項の1、斑鳩町いきいきの里債について。斑鳩町いきいきの里債の有効応募総数は710通であり、2月3日の公開抽選により114名の当選者があり、約6倍の競争率。利率は0.82%にしたこと。平成18年度も発行予定であるとの報告がありました。報告事項の2、斑鳩町土地開発公社保有地の処分について。昨年11月の入札で不調となった東小学校北側の法隆寺南1丁目229番2ほか2筆が、2,915万円で落札され、698万8,565円の利益が出たとの報告がありました。報告事項の3、斑鳩町立図書館管理運営規則の一部を改正する規則について。県外からの図書の借り受けについて発生する費用について、受益者負担の観点から、本の郵送料や宅配料等の経費を借り受けされる方に負担していただくための運営規則の改正をするとの報告がありました。

以上が閉会中における総務常任委員会の審査事項についての概要報告であります。なお、詳細については会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程6、報告第1号 監査結果報告についてを議題といたします。辰巳代表監査委員の報告を求めます。辰巳代表監査委員。

○代表監査委員（辰巳忠次君） それでは、定期監査結果の報告を申し上げます。

お手元にお持ちいただいていると思いますが、定期監査報告書の記載のとおりでございます。それに従いまして少し説明をしていきたいと思っております。

まず、定期監査結果報告書、1ページでございますが、記載のとおり、地方自治法第199条第4項、それから町条例並びに町の監査規定に基づきまして、平成17年度の定期監査を実施いたしました。その結果を報告いたします。お手元の結果報告書は既にお読みいただいているものというふうに考えまして、若干補足のみ申し上げたいと思っております。

まず、2ページから3ページの監査の概要、概略でございます。

監査の実施期間は、記載のとおり、1月20日から、その後23日、24日、25日、27日と、延べ5日間実施いたしました。このほか、実際には監査調書の整理でありますとか、あるいは監査結果の要約、あるいは監査結果報告に添える意見の作成等にその後約3日ほど要しております。あるいはまた、事務局書記の方で報告書の細部の色んな作表等に相当の日数を要しておりますが、そこには記載いたしておりません。

監査対象となりましたのは、すべての部局でございまして、他市町村では、この定期監査は、部局を隔年ごとに行ったり、あるいは循環的に各部局を順次毎年ちよつとずつその対象部局を変えて、そのかわり深度ある掘り下げた監査をしていくというようなことをやっているところもあるようでございますが、当町では長年にわたりまして全部の部局を同時に監査するというやり方をしておりますが、そういったやり方もまた参考に取り入れてもいいかなというふうに思っております。

監査の対象事項、それから範囲、あるいは目的、着眼点、そういったところは記載のとおりでございます。

監査手続でございますが、毎年会議室に各部より来室いただきまして、部単位で全部その日1日、あるいは半日まとめて監査をしておったんですが、当年度は会議室に課単位で来室いただきまして、監査資料の提示を受けまして、その説明をしていただき、それに関連しまして質問させていただき、あるいは書類を閲覧する。また、適宜、証憑突合、帳簿突合、計算突合等の一般監査手続を実施して監査をいたしました。

また、監査最終日の1月27日には、保健センター、それから町立幼稚園、中央公民館、それから龍田財産区の下司田池の各出先に現場の視察を行いまして、日常業務の処理手続、あるいは財産の管理、保管、維持管理の適否を確かめたところでございます。

監査の結果は4ページのとおりでございまして、4ページの上の記載のとおり、監査の結果、監査の対象となった各部局等の予算にかかる財務に関する事務は、以下のとおり適正に執行されているものと認められた。また、帳票、証憑の管理も内部牽制が良好に働いており、各会計数値とも正確に記帳されているものと認められたということでございます。

以下は、一般会計、それから特別会計の予算の執行状況を書いております。若干補足をしておきたいと思いますが、一般会計でございますが、歳入の部、執行率、そこに書いてありますとおり、前年の69.3%から65%、やや執行率が低くなっております

が、これは主として、その後の表を見てもらったらわかるんですが、町債の執行が低いということで、ほかの項目で特に変化はないというふうに思われます。

それから、「歳入の状況」のところの町税でございますが、執行率、それから収入済額ともやや前年を上回っております。これは、そこに記載のとおり、個人町民税が前年に比べまして少し伸びているというのが効いているように思われます。これは、年度末までの見込みでも町税全体でわずかではありますが増加する。その中で、個人町民税がかなり伸びるかなというふうに推移するように見込まれているところでございます。

個人町民税はそういうふうにして伸びてきておりますが、その他の税目は、書いておりますとおり、伸び悩んでおる、あるいは減収になっているものも相当ありまして、余り楽観は許されないような状況であろうかと思われます。

それ以外の歳入につきましては、記載のとおりでございます。

それから、歳出でございますが、これも執行率が全体、59.9%から57%へと2.9%下がっております。これは、15ページの歳出の表を見てもらったとおりでございますが、土木費で4%、それから公債費で7.7%の執行率の低下が理由になっておるものと見られます。しかし、内容的に特段の変わった状況があるわけではございません

それから、7ページ以下特別会計でございますが、まず国民健康保険事業特別会計、後ろの表の16ページから17ページの表2のとおりでございます。歳入、歳出とも増加が続いております。しかし、執行率としてはやや低下しておりますが、国民健康保険事業特別会計には、前の決算審査などでも少し申し上げておるわけでございますが、歳入予算が、逆算方式というのか、甘いというのか、そういったことで毎年赤字が予定されるというふうに見込まれるというふうにもかわりませず均衡する予算を組んでおられますので、やや歳入が不足するかなというふうに毎年なるようでございます。

そこに書いてますように、歳入は当年度も9,735万円ほどふえておりますが、歳出の方はそれをはるかに上回る2億429万円もふえております。特にこの中で、国民健康保険税はわずか1,704万円しか増加しておりませんが、逆に給付費の方は1億396万と、圧倒的に給付費の方が多い。そういった差がどんどん開いていくということで、ますます悪化をたどっておるということでございます。また後ほど少し申し上げたいと思います。

老人保健特別会計、記載のとおりでございます。

それから、大字龍田財産区特別会計でございますが、これは長年係争中でございまし

た立ち退き請求事件が和解しまして決着がついたということでございます。だから、その収支会計の方は記載のとおりでございますが、今後は池をどう維持管理していくかということ、水利組合の方と十分に協議をしていかなければならないのではないかと思います。日常の色んな草刈り程度の維持管理、これは水利組合の方がなさるんですが、しかし財産は町が保有しているということで、大口の改修費、色んなそういったものが発生する時にはどうするかというようなことを十分に詰めておくことが必要ではないかというふうに思われます。

そういったような、例えばこういった財産区の池を持っておられるということになるんですが、こういった財産を持つということはどんな費用が要るかわからないというようなことが考えられる。だから、町といったような行政団体、なるだけそういった不必要な財産は保有しないというのが原則であろうか。財産を持っている限り予期し得ないような負担が生ずる危険があるというようなこと。こういったような財産区の財産を持っておられるということの一つの教訓になさるべきではないかというふうに思われます

それから、公共下水道事業特別会計。執行率は、国庫支出金、あるいは町債の執行が低くなっておりますので、全体の執行率は低調でございます。これは、年度後半に執行がふえるということでございますが、しかし公共下水道の加入率は予想以上に高いようございまして、分担金、負担金の収入の執行率が99.5%、年度途中なのに100%近くに達しておるといようなことでございます。

介護保険事業につきましては、記載のとおりでございます。

それから、10ページ、水道事業会計ですが、これは記載してますとおり、収益的収支、資本的収支共順調に推移しておるようでございます。特に収益的収支は、給水収益はわずかですがかすかに低減傾向が続いておりますが、受水費、あるいは公債利子、そういった支出が減ってきておりますので、損益は黒字基調であります。突発的な原因で臨時的な損失でも発生しない限り、当面赤字の転落は今のところ懸念する必要はないというふうに思われます。水道事業は、そういったようなところでございます。

11ページ、財産の管理でございますが、記載のとおりでございます。4カ所の現場視察でチェックをさせていただきましたが、特に留意すべき点は見当たらなかったというふうに申し上げておきます。

それから、12ページ、最後でございますが、「結果報告に添える意見」でございます。ちょっと読ませていただきますと、以上のような当年度の定期監査の概要であるが

町行政を取り巻く環境は依然として厳しく、景気にやや明るさが見られると報じられているものの、町税収入の反映は微々たる程度であり、税目によってはむしろ減収化が続いているものもあり、歳入の先行きに予断は許されないというようなことをございます

先ほど申しあげましたように、個人町民税が好調でございまして、年度末でもわずかながら増収が続くというように見込まれておるようであります。しかし、その他の税目は依然として低下傾向でありまして、楽観は禁物である。

ただ、景気がかなり上昇してきておるといふふうに言われておりまして、先日も聞いておりますと、ちょっと私も雑誌で読んだんですが、国税庁の統計によりまして、法人税の申告、赤字対黒字の申告割合が、平成14年度までは赤字が70%、黒字の申告が30%という比率で、どんどんどんどん毎年赤字申告がふえてきておったんですが、これが平成15年から逆転しまして、平成15年で赤字の申告が70%を切った。平成16年度は、赤字申告が67%、黒字申告が33%にやや戻ったというようなことを報じられております。そういったようなことで、これから景気がよくなってまいりますと、法人町民税の方がふえるかと思われるんですが、当町は法人町民税のウエートがかなり低いというようなことをございますので、余りそんなに期待は出来ないんですが、一応そういったような傾向になってきておるようでございます。

それから、次に6行目からですが、特に年度中における資金不足により、基金からの繰替運用が3年にもわたって続いており、繰替運用額も年々増大の一途をたどり、平成17年12月末では約7億3,000万円に及んでいる。会計年度末には全額戻入される見込みであるが、資金繰りが容易でない面がうかがわれるというふうにございます。繰替運用という、基金のお金を一部流用して使うということが3年ほど前から始まっておりまして、財政調整基金の預金を一時取り崩して一時的に歳計現金に流用するというございます。当初は金額も少なかったんですが、現在は、そこに書いてあるように、12月末で7億余り。それから、これが1月末では10億4,900万円と、基金全体で28億ほどあるわけですが、その40%程度を流用して使わなければならないということになってきております。資金繰りが大変だということをございますね。

これらは、地方交付税の減少ももちろんその一因ではあるが、特別会計における赤字の増加、中でも国民健康保険事業特別会計の赤字累積が主因である。平成16年度決算審査でも指摘したところであるが、長期間に及ぶ異常な繰上充用処理が続いている限り

とどまるところはないと見なければならぬ。一般会計は収支が見合っておるようでございますが、こうして特別会計でのマイナスが全体として資金を食っていくということで、資金が苦しいかなど、こういった状態ではないかと思われまふ。

以下、土地開発公社の持っているその処分予定の土地も処分なさったらどうかというふうに書いておるんですが、先ほど申し上げましたように、余り公的機関は余分なものを持つことはない方がいいのではないかと、こう思うわけでございます。公的なこういった行政機関は、住民の福祉のために事業を行い、そのために必要な資金を税金で集めるわけでございますから、要るだけのものを集める。だから、営利事業や家計のように、稼いで資金を蓄えるというようなものではないわけでありまふ。なるだけ余計な財産を持つのはよくないのではないかと。そういった処分するものはなるだけ早く処分していく方がいいのではないかとというふうに思われまふ。

早く処分した方がいいんじゃないかとというふうに言ったんですが、一般会計の方で公社の土地を処分すると損失が出る。損失を補てんする予算がないので処分出来ぬというふうな理由のようでありまふが、予算がないから売却出来ぬというのは、それはもつともな理由でございまふが、やや詭弁のような感じがいたしまふ。

それから、その次、介護関係の福祉事業を云々というふうになちよつと書いておるんですが、これは王寺周辺広域休日応急診療所、あるいは社会福祉協議会でも介護の事業をなさっておるんですが、どうしても中にはやや採算が合にくい、やや不採算のものもある。採算という言い方は悪いのかもしれませんが、民間と競合するということでやや不採算のような面もある。だから、なるだけ民間がやるようなものは、難しいんですからよく検討してやっけていかなければならぬのではないかとというふうに思うわけでございまふして、そういった競合するものは、何とか改善、工夫をしていただきまふして、民間のやっけておられるやり方も参考にして勉強していかれたらというふうに思われまふ。役所では、人員が張りついて事業を行いますので、どうしても組織が硬直化したりしまふので、簡単にはなかなかいかないだらうということ、やっけておる事業をすぐにどうかするということは難しいでしょうけれども、何とか工夫してやっけていかれるといいのではないかとというふうに思われまふ。

それから、真ん中以下でございまふ。色んな各種審議会、委員会が存在しておるけれども、これらの活性化、効率化の研究、そういったものもなさるべきではないかと申しておりますが、色んな委員会、審議会がございまふして、監査の過程でそういった議事録

とか色んなものを閲覧しておるわけでございます。やや形式的なものに終始しておられないでしょうか。本質的な議論をなさるべき。あるいは、何も問題ないからそれでいいやないかというような面、すんなりそういった委員会、審議会が終わるといふようなこともあるというふうに見受けられるんですが、そういった色々な委員会、何もなかったからそれでいいということになしに、やっぱり色んなものを改革していこうというふうなことが必要であり、そういうことが叫ばれておるわけでありますから、何もなかって問題提起をしていく、問題提起能力のあるそういった委員さんに活発に議論をしていただく、活性化をしていくということが必要ではないか、そういった意味をちょっとそこで書かせてもらったわけでございます。

それから、学校の運営でございますが、年度比較でいきますと、幼稚園費、小学校費、中学校費、その直接費と教育委員会の総務費を合計しまして児童生徒1人当たりで割り算をしますと、前年に比べて1人当たり8,000円ぐらい高くなってきておる。今後ともこういった傾向は続くだろうと思います。色んなそういったものも研究していかなければならないかなというふうに思われます。

そういったことで、まことに最後のところ抽象論でございますが、職員さん、あるいは議員さんも含めまして、固定的、あるいは硬直的な概念にしばられずに、弾力的な発想で合理化へ進んでいく、邁進されるというようなことを期待申し上げたいところでございます。

以上が町の方の定期監査でございます。

それから、もう一つ、財政援助団体の監査結果報告書、一緒にお持ちだろうと思います。本年度は、斑鳩町社会福祉協議会に対しまして財政援助団体監査を行いました。一昨年、シルバー人材センター、あるいは昨年は商工会に行かせてもらったんですがそれと同様に財政援助団体の監査を実施いたしました。

監査の結果は、2ページ以下に書いてあるとおりでございますが、1月13日に社会福祉協議会の事務所へ往査を行って、各種の監査手続を実施して監査をしたわけでございます。監査の結果は、2ページの下段のところ、事務管理面に特段の指摘すべき点は見られないということでございます。

それから、3ページの4、社会福祉協議会の運営状況でございますが、記載のとおり徐々に収支は悪化をたどっているように見られます。先ほど申しましたように、介護事業が厳しくなってきたということでございます。ずっとその辺はお読みいただいた

らわかると思われます。

5ページの5、「改善乃至は検討を求めたい事項」というところでございますが、ちょっと読ませていただきます。評議員会及び理事会の機関は、定款の規定に従い適時招集開催されているが、その議事録については、議事に直接関連しない記述も多いため読みづらく、いま少し経過を要領よくまとめるべきであろう。また、議事録作成後における署名者の押印が遅れ気味であり、そのため決裁時期も集中しがちで、改善が求められるところである。

これは、ちょっと議事録を拝見させてもらったんですが、中身は、テープを起こされてそのとおりで書いていっておる。だから、全部書かれておるのはいいんだけど、細かいことまで色々書かれておる。読むと、全体がどういうことやったんかかえってわかりにくいんじゃないか。向こうの方の定款にも、議事の経過の要領を記載すると書いてある。一般の議事録は皆そうであると思います。要点をよくわかるようにお書きになったらいいんじゃないか。

それから、そこに書いてありますように、ちょっと遅れておられる方の署名がある。そんなことで決裁も遅れたりしておる。なるだけ会議終了後速やかにこういったものはおつくりになって、決裁されるべきではないかと思われます。

それから、会計面でございますが、資金収支と消費収支、こういった呼び方は社会福祉法人では正確には行っておらないと思うんですが、資金収支と消費収支の混同が見られる。例えば、善意銀行の貸出金が貸借対照表から消えた状態になっている。その他の債権や資産についても同様の漏れが生ずる危険もあり、それらの修正処理と今後の会計処理に注意を払うべきであると書いてあります。

これは、こういった役所、町もそうなんですが、収支会計、現金主義でありまして、収入と支出があったものだけを収支会計にすることなんですが、ほかの非営利会計、色んな労働組合であるとか、あるいは宗教法人、学校法人、あるいは公益法人もそうなんです。収支会計で現金収入、あるいは現金支出を会計するんですが、役所と違いましてそういったところでは、今、貸借対照表をつくっておる。そうすると、公益法人会計なんかでは、純資産増減計算書というのを別につくりまして、減価償却をしたりあるいは未収金を建てたり未払金を計上したりということをしておるんですが、それは井勘定的に逆算方式にしておるんですが、向こうさんもそういったガイド版、どっかからもらいはったそういった会計のモデルをもとにしておつくりになっているんですが、こ

ういった消費会計、非営利会計でも、収支は収支にしまして、それ以外に企業で言いますところの損益計算、これを学校会計では消費収支計算と呼んでおりますが、要するに借入金を返したとか、あるいは貸付金を出したとか、あるいは資産を買ったというのは収支計算では支出になるけれども、いわゆる消費収支ではそういうものは反映させない逆に減価償却を入れる、そういった誘導的に貸借対照表をつくる。逆算方式でなしに誘導的に貸借対照表を複式簿記会計機構の中でつくっていくというようなことを今しておりますが、その会計処理の仕方であまりと処理間違いではないかということをお願いしております。本当は、お金を貸して貸付金で出しますと、貸借対照表に上がらなければならない。ここは、しかし、使い切ったような収支の支出になっておりますので、貸借対照表に貸したお金が載ってこないというようなことに、資産として上がらないというような、これはちょっとおかしいですよというふうに申し上げて、そういうことをそこに書かせていただいたわけでございます。複式簿記会計機構のらち外へそういったものを出してしまいますと、複式簿記会計というのは、一つの財産保全機能というのがありまして、会計機構の中で財産を守っていくということが出来るようになっておりますので、そういったような運用をしなければなりませんというふうに申し上げたわけでございます。

それから、そこにマイクロバスと書いてありますが、これは福祉目的に限定して運行なさるように、趣味や娯楽で使ったというふうに見られるような運用がないようにということを書いてあるわけでございます。

最後の「むすび」のところでございますが、ちょっと読んでみますと、介護保険事業を開始された平成12年度よりかなり以前の昭和50年から、当社会福祉協議会は、町の受託事業として高齢者のホームヘルプサービスに取り組み、斑鳩町の社会福祉の充実活性化に寄与してきた。しかしながら、介護保険事業が始まった時期にはいまだ民間事業者の数も少なく、社会福祉協議会が地域福祉に残した功績は大きかったと思われるが当初と比べてみると、民間事業者が多くなり、事業活動区域内においての競合は激しくなっている。

そうした情勢から、介護保険事業は、平成16年度末現在2,396万円有している居宅介護サービス事業財政調整基金を取り崩して収支をしのぐ状況で、特に居宅介護支援事業及び訪問入浴介護事業に関しては、人件費コストが上昇し、これが赤字を生んでいる最大の理由となっており、抜本的な対策が急務である。検討事項のところでも少し

ふれたが、評議員会及び理事会の活性化を図ることや、前記介護保険事業の運営についての理事会の在宅福祉部会にも活発な議論の展開が求められようというふうに書いております。

後ろの方の表を見てもらいますとおわかりになると思うんですが、実質的な収支のところ、そういった預金の取り崩しで収支合わせているというふうになっているだろうと思います。特に入浴介護、居宅介護、この辺がちょっと厳しいようございまして、訪問介護は収支均衡しているというふうに見受けられます。居宅介護は民間と競合するようなふうでございます。入浴介護については、民間に余りやっている事業者がないようございまして、これは公的機関がやっていくしかないのかな。ただ、仕方がないかと思うけれども、その辺は、やるかやらんか、その当否は十分に検討をして、公的にやっていかなければならないということであれば、それはそれで赤字であってもやっていかなければならないというふうになるかと思われま。理事会、そういった決議機関で十分に検討いただく。あるいはまた、4名の理事さんで在宅福祉部会というのが組み立てられておるようでありまして、その辺で早急に検討いただいて結論を出されて対応なさることが必要ではなかろうかというふうに思われます。

以上でございます。定期監査報告を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） これをもって報告第1号 監査結果報告についてを終わります。

辰巳、木田両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行いただき、本日はまた詳細な報告をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

なお、辰巳代表監査委員には、監査結果終了後退席を申し出ておられますので、これを許可することにいたします。

午後1時15分まで休憩いたします。

(午後0時14分 休憩)

(午後1時15分 再開)

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

これより、平成18年度施政方針の説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成18年第1回斑鳩町議会定例会の開会に臨み、町政運営にあたる所信の一端を申し上げ、町民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本日、議員の皆様のご出席を賜り、平成18年度予算をはじめとする重要案件についてご審議をいただくことができますことに、深い感慨と責務の重大さを痛感いたしております。

私は、常に愛すべきふるさと斑鳩町の発展を念頭におきながら、「人にやさしいまちづくり」を町政の基本目標とし、町民の皆様が安心して暮らせることをいかなる時も忘れず心にかけて、住民福祉の向上と地域の振興に努力を続けてまいりました。

おかげさまで、昨年10月、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、引き続き町政を担わせていただくことになりましたが、改めてその責任の重大さを痛感しております。

さて、昨年を振り返りますと、混乱と緊張の世情に終止符を打ち、穏やかで平和な世界でありたいと願う私たちの気持ちとは裏腹に、多くの犠牲者を出しましたJR福知山線の脱線事故をはじめ、自然災害、小学生の小さな命が失われる事件、アスベストによる健康被害、さらには耐震構造設計の偽装事件など、安全・安心を考えさせられた一年であったと思います。

日本人は、これまで、安全で安心、経済的に繁栄した国をつくってきたと信じ、またその事実は、国際的にも認められてきたと考えてきました。しかし、最近における現実のさまざまな不安や脅威、事件を目のあたりにいたしますと、日本社会に陰りがみられそれを支えてきたシステムも揺らいでいるように思われます。

これまでは「安全神話」のなかで、地域に対する住民の関心が低くとも、大きな問題となることは少なかったかもしれません。どちらかといえば、地域に積極的にかかわるよりも、煩わしい人間関係を避け、プライバシーを尊重したいという考えが一般的になり、効率や便利さを求める傾向にあったといえるのではないのでしょうか。

しかしながら、昨年、国立社会保障・人口問題研究所の予想よりも早く、全国の総人口が減少に転じました。わが国はこれから長い人口減少・高齢化の時代に突入するとともに、2007年からは「団塊の世代」の大量退職がはじまるという時代の転換期にあります。

今後、このような社会において、一人ひとりの暮らしを支えていくために、地域とのつながりやコミュニティが果たす役割は、ますます重要となり、町民の生活を支える地域の力が必ずや必要となってくるものと考えます。

幸い本町においては、地域に対する町民の皆様への関心は非常に高いものがあります。そして、未来に夢を描くための素材をたくさんもっています。

私は、これら一つひとつをしっかりと活用し、町民の皆様一人ひとりを大切に、温もりがあり、誰もが安全で安心して暮らすことのできる活力あるまちづくりを進めてまいります。

平成18年度予算案の編成にあたりましては、地方の予測を大きく上回る地方交付税や臨時財政対策債の減額が示される厳しい状況のなか、教育、福祉、都市基盤の整備や生活環境の向上など、今日的課題に対処するため、引き続き事務事業経費の見直しを図るとともに、なお不足する財源につきましては、財政調整基金から1億4,000万円他の目的基金から3億6,510万6,000円の計5億510万6,000円を繰り入れて、必要な施策・事業に財源を配分いたしました。

平成18年度予算案は、一般会計で総額86億円を計上しております。前年度と比較して、3,000万円、0.3%の減額となっております。

また、一般会計、特別会計及び企業会計の7会計を合わせました総予算額は、179億8,441万8,000円となっており、前年度と比較して、5億9,558万3,000円、3.4%の増額となっております。

行政の使命は、誰もが住み慣れたところで安心して、心豊かに暮らせる社会を構築していくことであり、また、個性、創造性を豊かにして、健全で活力ある社会を創造していくことにあります。

そうしたことから、私は、安全・安心の確保を基本に据えながら、1として、「いきいきと学びあえる教育環境の充実」、2として、「誰もが健康で、温もりとやさしさを実感できる福祉の充実」、3として、「快適でうるおいを実感できる都市基盤の整備」、4として、「環境にやさしくやすらぎを実感できる生活環境の向上」、5として、「豊かな歴史的・文化的資源を生かした斑鳩らしさの創造」、6として、「多様化する住民ニーズに的確に対応するため、行財政運営の効率化と健全化」を重点施策として掲げ、町民の皆様とともに「夢と希望」にあふれ「人にやさしいまち・斑鳩」を実現してまいります。

以下、第3次斑鳩町総合計画の基本施策の柱に沿って、平成18年度の主要な施策について申し上げます。

第1の柱は、ともに生き心ふれあうまちづくりであります。

第1は、コミュニティづくりであります。

今後、高齢社会の進展や人口の減少などがさらにすすむことが予想されるなか、温か

な人とひととのつながりのあるコミュニティの形成、地域社会の連携強化が必要となつてまいります。

そして、地域の、あるいは町全体の課題について、町民と行政が各々の責務と役割を明確にし、一体的にまちづくりに取り組んでいく、つまり町民自らがまちづくりの主体として積極的に参画していく姿こそが、新しい時代にふさわしいまちづくりの姿であると考えております。

そうしたことから、引き続き、自治会組織をはじめ、子ども会、環境保全推進委員、自衛消防団などさまざまなコミュニティにかかわる組織を支援し、地域住民の連帯感を高め、コミュニティの活性化を図ってまいります。

また、平成19年2月11日をもって、本町は町制60周年を迎えます。町制施行60周年を迎えるにあたり、これを節目として記念式典を開催するとともに、これまでの本町の歩みをまとめた町勢要覧の作成を行い、地域への愛着、ふるさと意識の醸成を促進してまいります。

第2は、人権・平和であります。

はじめに、人権意識の高揚についてであります。 「人権教育のための国連10年斑鳩町行動計画」に基づき、町民一人ひとりの人権が尊重され、潤いのある豊かなまちの実現をめざすため、広報紙・リーフレットなどによる啓発、「人権セミナー」の開催や「人権相談」など、人権に関する施策を総合的に推進し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に努めてまいります。

次に、人権の擁護についてであります。

複雑・多様化する社会におきまして、私たちを取り巻く環境も大きく変化するなか、町民の皆様が抱えている悩みや問題にこたえるため、新年度から「無料法律相談」を月3回に充実してまいります。

また、子どもやお年寄りなどへの虐待の未然防止や早期発見に向け、関係機関と連携してその防止に努めるとともに、情報化の進展によるプライバシーの侵害など新たな人権侵害に対する意識啓発に努めてまいります。

次に、非核・平和についてであります。

非核・平和につきましては、「斑鳩町非核平和宣言」の趣旨を踏まえ、戦争のない平和な世界をめざし、町民一人ひとりが、非核・平和について考える機会となるよう「平和展」の開催や、学校教育及び地域での活動等、あらゆる機会を通じて平和の尊さを訴

え続けてまいります。

第3は、男女共同参画社会の推進であります。

男女共同参画社会の推進につきましては、平成16年4月に施行いたしました斑鳩町男女共同参画推進条例を基本理念とし、現在、「（仮称）新・女と男が輝く未来計画」の策定作業を進めております。

新年度におきましては、新計画の実施計画の策定を行い、男女がお互いの人権を尊重しながら、その個性や能力を社会のあらゆる場面で発揮できるよう、男女双方の意識改革や男女共同参画に関する教育及び学習機会の拡充、子育て環境の整備、福祉サービスの充実など、更なる取組みの推進を図るとともに、町民・事業者に対する啓発を充実させ、男女共同参画の考え方を浸透させてまいります。

第4は、情報化社会への対応であります。

昨年まで、総合行政ネットワークの整備、住民基本台帳ネットワークの二次稼働、公的個人認証サービスの実施等、電子自治体の構築に不可欠な各基盤の整備を進めてまいりました。

今後は、奈良県及び県内市町村で組織する「奈良県電子自治体推進協議会」において開発された「汎用受付システム」等を活用して、インターネット等を通じての行政サービスの提供に取り組んでまいりたいと考えております。

また、従来の業務の電子化による簡素で効率的な行政運営の実現を図り、電子自治体の構築をめざしてまいります。

第2の柱は、すこやかにともに生きる福祉のまちづくりであります。

第1は、生涯福祉の充実であります。

はじめに、地域福祉についてであります。年齢の違いやハンディキャップの有無を問わず、誰もが健康で将来も安心して暮らせるよう、町民の意識づくりや地域ぐるみの福祉活動の促進を図るとともに、地域福祉活動の核として、社会福祉協議会の活動を引き続き支援してまいります。

ご心配をおかけしております（仮称）総合福祉会館の整備につきましては、現在、小吉田1丁目地内におきまして、建設用地の取得交渉を地権者の方々と進めているところでありますが、おかげさまで概ねまとまりつつある状況となりました。

本町の福祉・保健の拠点となる施設をめざし、介護予防事業、子育て支援の強化をはじめ、ハンディキャップを持つ人の社会参加の促進、町民皆様の健康を守る保健センタ

一機能などを盛り込み、広く町民に開かれた総合的なサービスが提供できる施設として整備を計画しております。

新年度におきましては、施設の実施設計に取り組み、平成19・20年度の2カ年計画で建設工事を行ってまいります。

用地取得がまとまりましたら、議会にもご報告を申し上げ、今後の事業進捗に鋭意取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、町民の健康づくりとふれあいづくり、多世代間の住民相互の交流の場としてご利用いただいている「斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里」につきましては、利用者がここ数年減少傾向にあることから、昨年、料金体系の見直しや敬老記念品を入浴券に変更するなど、利用の促進を図ったところであります。その結果、町内の方の利用が7割近くとなり、町民の身近な施設として親しまれるようになってきております。

今後も、サービスの向上に努め、施設の機能が最大限発揮できるよう、その充実に努めてまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

高齢者福祉につきましては、介護保険法が本年4月から改正され、将来にわたって持続可能な介護保険制度を構築していくために、予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立など、全面的な見直しが行われます。

このため、従来、一般会計で実施してきた保健事業や老人福祉事業の一部が、介護保険制度のなかで地域支援事業として再編されることとなりました。

また、「地域包括センター」の設置が、新しく義務づけられました。お年寄りの保健・医療・福祉・介護を推進していくうえで重要な拠点となりますことから、本町といたしましては、この運営を地域福祉の一翼を担っている「斑鳩町社会福祉協議会」に事業委託し、実施をしてまいりたいと考えております。

お年寄りの方ができる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域や家庭で暮らすことができるよう、介護保険サービスの円滑な実施や福祉サービス制度の活用等を積極的に図り、生活支援、生きがいづくり、社会参加等、高齢者の福祉の充実に努めてまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

「ノーマライゼーション」の理念のもと、ハンディキャップの有無を問わず、すべての人々が安心して暮らせる社会を築いていかなければなりません。そして、すべての人

が、地域社会を構成する一員として自立し社会参加できる総合的な取り組みが求められております。

新たに、本年4月から施行されます障害者自立支援法によって、平成15年度から導入した支援費制度の「自己決定と自己選択」及び「利用者本位」の理念を継承しつつ、ハンディキャップを持つ人の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものとするため、障害福祉サービスの一元化、施設・事業体系の再編、利用者負担の見直し、地域生活支援事業の創設など新たな障害保健福祉体系が構築されます。

障害者自立支援法の円滑な施行の推進を図り、ハンディキャップの有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域や家庭で安心して助け合いながら暮らせるまちづくりに向けて、関係機関と連携を図りながら、より良いサービスの提供に努めてまいります。

次に、児童福祉についてであります。

少子化がすすむなか、本町の未来を担う子どもたちが、豊かな歴史文化や美しい自然を背景に心豊かに明るく健やかに育つまちをめざして「斑鳩町次世代育成支援行動計画」を策定し、住民、事業所、行政が連携・協力しあい、地域が一体となって子育て支援を行う「親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくり」を推進しているところであります。

その一環として、昨年6月から、平成14年度から養成してまいりました子育てサポーターの皆様の協力を得まして、子ども同伴での外出が難しいときや保育園の利用時間外などにお子様をお預かりする託児サービスを開始し、地域全体で子育てに協力していく取り組みを推進するとともに、子育て中の保護者が安心して子育てできる環境整備に努めてきたところであります。

さらに、新年度からは、子育て中の保護者が子育てについて気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域にいないなど、家庭や地域における子育て支援機能が低下していることから、親子の交流・集いの場の提供や子育てに関する相談・支援を行う「斑鳩町つどいの広場事業」を開始し、子育て中の保護者の孤独感や閉塞感を解消して、子育てへの負担の軽減を図ってまいります。

また、保育園におきましては、これまで保護者の皆様のさまざまな保育ニーズに応え長時間保育や延長保育を実施するとともに、乳児保育や一時的保育など、多様な保育の充実に努めてまいりました。

さらに、地域における子育てを支援するため、地域のお年寄りや未就園児との交流事

業などにも取り組んできたところでもあります。

今後におきましても、保護者の皆様の要望に応えられるよう、常に利用者の立場にたった保育園の運営に心がけ、子育て支援、就労と育児の両立支援を行ってまいりたいと考えております。

また、放課後児童対策につきましても、最近の女性の社会進出、就労形態の変化、母子家庭等の増加により、受け入れ児童も年々増加をしております。

本町といたしましては、引き続き、学童保育室を午後6時30分まで開室し、平日の放課後及び土曜日や夏休み等の学校休業日における事業実施により、保護者の皆様のニーズに対応するとともに、児童の健全育成に努めてまいります。

次に、社会保障についてであります。

福祉医療費の助成につきましては、これまで県において、老人医療費助成事業の廃止等の制度改正が行われるなか、本町におきましては、乳幼児、心身障害者・老人医療費助成事業などにつきまして、対象の拡大などを行い、その充実に努めてきたところであります。

受診機会の多いお年寄りや乳幼児、そしてハンディキャップのある人、また母子に対しまして、受診機会の確保と経済的な負担の軽減を図ることは、誰もが健康で将来も安心して暮らせるまちづくりを進めていくうえでたいへん重要であり、今後も真に必要な皆様に充実したサービスが的確に提供できるよう努めてまいります。

また、国民健康保険事業につきましては、わが国では、すべての国民が何らかの医療保険制度の対象となる国民皆保険制度を確立しております。

その制度のなかにあって、市町村国民健康保険は地域保険の中核として重要な位置を占めているところであります。

しかしながら、高齢社会の進展や医療技術の進歩等に伴う医療費の増加、そして長引く景気の低迷による加入者の増加や所得の低下などを背景に、本町国保財政は、ご承知のとおり、現在危機的な状況に陥っております。

今後とも、地域保険の中核として、安定的にその役割を果たしていくためには、この危機的な状況を早急に克服することが最大の課題であることから、その方策を真剣に検討してまいり、国保運営協議会におきましてもご協議をいただくなか、国保財政の健全化に向け真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

第2は、健康づくりの推進であります。

はじめに、健康づくりについてであります。私たちが幸せに暮らせる第一条件は健康であります。誰もが健康で、笑顔で暮らせるまちをめざし、引き続き生活習慣病の予防対策に重点的に取り組んでまいります。

生活習慣病を予防していくためには、早期発見、早期治療が何よりも重要となってまいります。

そうしたことから、「健診は健康づくりの出発点」として、まず自分の身体の状態を知っていただくために、基本健康診査や各種がん検診の受診の啓発を行い、特に、壮年期（40～64歳）の受診促進を強化して、受診率の向上をめざしてまいります。

子どもたちの健やかな成長は、私たちの願いであり、親と子の笑顔がきらめくまちを築き上げていかなければなりません。

子どもの食習慣のみだれは、成長してからも大きな影響を与えるため、適切な食習慣を子どものころから身につけることが重要であります。

しかしながら、現在は朝食の欠食や偏った食事など不規則、不健全な食生活を送る子どもたちもいます。そうしたことから、食事を味わい、楽しく食べ、食事のリズムが保てるようにすることを目標として、妊産婦相談・指導や母子保健・指導の充実に努めてまいります。

次に、保健・医療体制の充実についてであります。

基本健康診査や各種がん検診等の検診結果をもとに、自分の生活習慣を見直し、改善することができるよう、健康相談・指導や生活習慣病予防教室の充実を図ってまいります。

また、「自分の健康は自分でつくる」という視点で、一人ひとりが健康づくりに対する意識を高め、健康管理ができるよう、誰もが気軽に保健センターに訪れ、相談できる環境づくりに努め、自己健康管理の支援を図ってまいります。

第3の柱は、文化の香り高く心豊かなまちづくりであります。

第1は、生涯学習・スポーツの推進であります。

はじめに、生涯学習についてであります。生涯にわたって、自分の人生を充実させるためには、それぞれのライフステージに応じた課題の認識と課題に向けた学習が必要であります。

清い自然と深い歴史に育まれた、この「斑鳩」が文化の薫り漂う心豊かな「まち」になれば、ここに住むことが人生の喜びとなります。

本町の生涯学習を推進するため、生涯学習で育まれる精神的、文化的豊かさは、新しい「斑鳩」の教育文化の創造につながるものと認識し、積極的に推進してまいります。

次に、スポーツ活動の推進についてであります。

人々は、知的・精神的営みに喜びを見いだす一方、身体的豊かさ・充実といった側面で、スポーツ活動に日々の生活の潤いを求めます。

全ての町民がスポーツ活動を通じて、健康な身体と豊かな心を育むことは、明るく生きがいに満ちた生活を送るうえで欠かすことができません。

こうした視点から、住民のスポーツ活動を支援し、気軽に楽しく参加できる機会を提供するなど、住民の日常的なスポーツ活動を支援してまいります。

特に、健康づくりや余暇活動の充実が求められるなかにあつて、地域住民が気軽にスポーツに親しめるための条件整備に努め、生涯スポーツ、競技スポーツの振興策としてスポーツ指導者の養成及び各種スポーツ団体の活動を支援してまいります。

第2は、教育・人づくりの充実であります。

はじめに、学校教育の充実についてであります。現在、教育改革の流れのなか、さまざまな問題が提起されております。いじめ、不登校等の問題行動や青少年犯罪の増加児童・生徒の安全確保等、また、学力低下への懸念や家庭・地域社会の教育力低下等の多様な課題への対応が求められております。

このようななか、本町におきましても、「人づくり」を最も重要な課題として認識し「心豊かにたくましく生きぬく力」を育成することが大切であると考えております。

学校教育の充実につきましては、地域や家庭が連携しながら学校の教育力向上をめざし、「信頼され魅力ある学校づくり」を進めてまいります。

そのため、各学校におきましては、学習指導要領のねらいを踏まえ、「生きる力」を育む創意に満ちた教育課程を編成、実施してまいりますとともに、「総合的な学習の時間」を活用し、教科の枠を超えた学習の充実など特色ある教育活動を推進してまいります。

さらに、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開するため、新年度より「学校評議員制度」を創設してまいります。

斑鳩町小中連携教育の取組みにつきましては、特に「道徳教育」、いわゆる「生き方学習」に力を入れ、生命尊重、人権尊重の精神を養うとともに、他人を思いやる心や地域を大切にす心等の道徳的価値の自覚を深め、実践する力を育成し、新年度におきま

しても、小・中学校9年間を通して、子どもたちに「地域に誇りと愛情を持ち、国際化のすすむ社会を主体的に生きるために必要な自己の確立とコミュニケーション能力」を育成するための教育の充実に取り組んでまいります。

次に、子どもの安全確保への取り組みにつきましては、保護者や町民の皆様の協力で体制は整いつつありますが、更なる安全・安心のため、地域社会で子どもを守り育てるといふ社会的な環境づくりが大切であると考えております。

学校、地域では常に危機意識を持ちながら、子どもの安全確保に取り組んでまいりたいと考えております。

また、学校及び公共施設などに、心肺停止状態の人への応急処置の機器でありますAED（自動体外式除細動器）を順次設置してまいります。

次に、青少年の健全育成についてであります。

学校教育の延長線上に位置する青少年を取り巻く環境は、核家族化、少子・高齢化、高度情報化といった急激な社会の変化により変容してきております。

青少年をめぐる人間関係がややもすれば希薄となっているなかで、地域の人々とのふれあい活動への取り組みにより、地域の活性化を図る必要があります。

地域において、青少年の役割を取り戻し、青少年が地域でいきいき、のびのびと活動することによって、ともに生きる「こころ」を育みながら、青少年の健全育成を図ってまいります。

そのため、社会教育委員会議や青少年問題協議会など、住民が参加する機関の機能を活かし、地域社会や学校が相互に情報を提供する環境の整備に努めるとともに、子どもたちの育成を支える保護者組織や自治会などの地域住民組織の活動をより一層支援する

ことで、家庭、学校と地域社会との連携による地域教育力の形成を図ってまいります。

第3は、地域文化の保存と創造であります。

はじめに、歴史文化の保全と継承についてであります。町民の皆様が、自主的、自発的に進めている文化活動を通して伝統文化に親しみ、地域愛と郷土意識を育て、新たな「斑鳩」独自の文化を創造していく環境づくりが必要であります。

本町は、大阪経済圏のまちとして発展をとげ、人口約2万9,000人を有するまちとなりました。大都市近郊に位置するまちでありながら、水と緑といった自然に恵まれとりわけ竜田川、法隆寺周辺は、水と緑のシンボリック役割を担い、住民の憩いの場とな

っております。

一方、縄文・弥生時代から人々の営みがあり、町内には古代から近代にわたる数多くの文化財が分布しております。こうした文化財の保存、啓発、顕彰を行うことは、固有の文化の創造に大きく寄与するものと認識し、これら文化財を通じた学習機会の提供に努めるとともに、これら文化財に関する情報の内外への発信を担う施設や文化財の保存整備を進めてまいります。

次に、史跡藤ノ木古墳の整備についてであります。

現在、整備検討委員会の指導を得ながら事業を進めているところでありますが、その整備にあたりましては、文化庁をはじめとする関係機関と協議を密にし、平成20年度の一般公開に向けて、平成18年度から2カ年の計画で整備を進めてまいります。

また、(仮称)文化財活用センターについては、平成21年度の開館を目標に、平成16年に国宝に指定された史跡藤ノ木古墳出土遺物の期間展示が実施できるよう、また全国から訪れる来館者に史跡藤ノ木古墳等の魅力を体感していただけるような展示施設として整備させていただき斑鳩の歴史、文化情報の発信拠点としてまいりたいと考えているところであります。

また、史跡中宮寺跡の整備につきましては、平成18年度で史跡地の公有化が完了する見込みとなっております。

そうしたことから、新年度におきまして、新たに整備検討委員会を発足させ、今後の整備計画等の策定に向け、委員会の指導を得ながら、その整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、文化・芸術の振興についてであります。

いかるがホールの管理・運営につきましては、町民の皆様の文化・芸術に対するニーズや創造意欲に応えるよう、新たな文化・芸術の創出と機会の充実に努めてまいりました。

新年度におきましては、新たに指定管理者制度を導入し、多様化する顧客ニーズに、より効果的、効率的に対応するとともに、文化・芸術の拠点として、一層の施設の充実に図り、サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

第4の柱は、潤いのある魅力的なまちづくりであります。

第1は、市街地・住環境の整備であります。

JR法隆寺駅周辺整備についてありますが、駅舎橋上化と自由通路整備では、平成

16年度から2面2線化に係る配線変更工事が進められ、昨年11月6日に、上り奈良方面の営業線を3番線から2番線とする切り換えが行われました。現在は、旧3番線の撤去作業などが引き続き進められているところであります。

また、昨年10月からは、駅舎橋上化と自由通路本体工事の着手に必要な諸工事が順次行われており、現在、利用者の方にはご迷惑をおかけしておりますが、南北の仮駅舎を利用していただきながら、自由通路本体工事を進めているところであります。

新年度におきましても、引き続き自由通路、橋上駅舎と順に工事を実施してまいり、完成目途であります平成18年度末の完成に向けて鋭意取り組んでまいります。

また、懸案でありました駅東側の踏切も拡幅され、新年度では、橋上駅舎、自由通路との取り合い部分の広場・道路工事を実施するとともに、計画しております周辺道路につきましても、関係地権者の皆様のご理解とご協力を得て早期に整備できるよう努力してまいりる考えであります。

第2は、道路・交通体系の整備であります。

はじめに、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。昨年、小吉田モデル区間を町民の皆様に評価していただくため、いかるがパークウェイ推進協議会において、アンケート調査を実施され、約6割の方がモデル区間の各ゾーンの整備イメージにご賛同をいただいているという結果が得られました。

この結果を踏まえて、今後、他の区間の整備を実施するにあたっては、設計等の叩き台をつくり、いかるがパークウェイ推進協議会の場で協議を行っていただくとともに、モデル区間や各ゾーンごとの整備内容をもとに地元の調整を図ってまいります。

また、モデル区間から西側の竜田川までの稲葉車瀬区間（約600メートル）については、国において重点的に用地取得を進められてきたところであります。本年2月にも2件の契約が整い、面積において約76%の用地を取得されました。

新年度におきましても、残りの用地取得を早期に完了いただき、文化財調査など工事着工ができるような状況づくりを進めてまいりたいと考えており、今後とも国との連携を密にしながら、さらに整備促進を図ってまいります。

次に、都市計画道路法隆寺線の整備についてであります。

整備を完了した一部区間の供用も開始し、用地取得ができましたところから順次工事を進めております。

しかしながら、用地買収が難航しているところもあり、引き続きご理解を得られるよ

う交渉に努め、予定区間の早期完成に努力してまいります。

次に、県道天理斑鳩線の整備についてであります。

本事業は県事業であります。東洋シールから興留交差点の約600メートル区間のうち、農地部分の約200メートルの狭隘部分につきまして、地権者の方に県とともにご協力をお願いしてきたところ、4名の方のご理解を得ることができました。

ご協力いただいた部分については、本年3月から工事着手される見込みとなっております。

残ります用地につきましても、県との連携を密にし、工事着手できるよう整備促進に努めてまいります。

第3は、風景・景観の形成であります。

景観作物としてのコスモスの栽培につきましては、斑鳩の里の秋の風物詩として定着し、多くの皆様に親しまれているところであります。

法隆寺、法起寺、法輪寺周辺は、矢田丘陵の山並みや田園風景と寺院が一体となったよき斑鳩の風景が残っているところでもあり、引き続き地元の皆様のご協力を得ながら栽培を奨励し、斑鳩らしい風景・景観の創出に努めてまいります。

第5の柱は、安全で快適なまちづくりであります。

第1は、環境保全の推進であります。

私たちの地球は、豊かな包容力でさまざまな生物を育み、また、人類の広範かつ活発な活動を支えてきてくれました。

しかしながら、近年の限界を超えた人類の活動は、地球の持つ包容力を損ない、他の生物との共存はおろか、私たち人類の存在さえも危うくしております。

将来の世代にいきいきとした豊かな地球を引き継ぐために、私たちはそれぞれの活動を地球の包容力に収め、できる限り環境負荷の少ないものに変えていかななくてはなりません。

そのためには、行政・事業者・住民などすべての地球市民が、自らの活動が地球に与えている負荷を知り、積極的にその削減に努めていく必要があります。そして、お互いが示唆しあい、協力しあうことも環境保全活動の効果を高めるために重要であると考えます。

そうしたことから、新年度におきましても、地球市民でもある町民の皆様が行動を起こすうえで必要な「意識・行動を変える」「取組みを助ける」「人材・組織を育成す

る」そして、行政が「率先して取り組む」といったことに、引き続き重点をおきながら行政・事業者・住民がそれぞれの役割を分担し、相互に連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

まず、「意識・行動を変える」では、環境教室、地球温暖化防止啓発、エコいかるがファミリー、エコいかるがキッズなどの事業を引き続き実施してまいります。

「取組みを助ける」「人材・組織を育成する」では、昨年8月に各自治会に1名ずつ委嘱しました環境保全推進委員の皆様に対しまして、その活動をさまざまな面で支援してまいります。

また、NPO法人「奈良県ストップ温暖化推進員の会」に、地球温暖化防止事業の一部を委託し、本町での人材・組織の育成を図ってまいります。

さらには、「率先して取り組む」では、平成15年2月26日に県内の市町村ではじめて認証取得した国際規格ISO14001につきましては、本年2月に3年間の登録の更新が認められたところではありますが、今後は、環境マネジメントシステムの運用をより一層強化し、住民、事業者に対しまして、模範となる環境配慮活動を実践しながらマネジメントシステムを活用した効率的な行政運営を図ってまいります。

次に、ごみ問題についてであります。

本町のごみ排出量は、平成11年度をピークに今日まで減少傾向を持続しております

また、昨年10月から長年の懸案事項でありました「ビニールごみ」のより適正な処理につきまして、「その他プラスチック類」としてリサイクル処理に移行しましたが、リサイクル率は予想より早い速度で上昇しております。

これらは、ごみ処理有料化導入時に、町民の皆様にご協力をお願いしてまいりました「ごみ減量化・再資源化」の必要性につきましてご理解をいただき、その意識を持ち続けていただいている表れであります。

町民皆様の不断の取組みに、深く感謝を申し上げます。

このように、町民皆様のご理解・ご協力のもと、本町でのごみ問題は一定の成果はみられるものの、依然として続く大量生産・大量消費・大量廃棄型社会システムは、化石燃料や化学物質の大量消費による地球温暖化の進行や廃棄物の増大に伴う不法投棄の増加、最終処分場の残容量の逼迫など、深刻な環境問題をもたらしております。

これらの問題を解決するためには、従来の経済社会システムから脱却し、自然の循環機能を維持し、適量生産・適量消費を通じて、廃棄物等の発生抑制・減量化・リサイク

ルを推進し、どうしても処分しなければならない廃棄物について環境に安全な方法で処理することにより、循環型社会を構築することが求められております。

循環型社会の構築に向けては、行政・事業者・住民が、環境負荷の少ない持続可能な経済社会を実現するという共通認識を持って、一体的な取組みを進める必要があり、住民、事業者の方々に対しまして、さまざまな機会を活用して、リデュース、リユース、リサイクルの「スリーアールな暮らし」「スリーアールな事業活動」の推進を呼びかけてまいります。

また、一般廃棄物の処理を行うものとして、あらゆる廃棄物のリサイクル方法を研究し、取り入れられるものから、順次、実践していくなど、スリーアールの実践を通して「ごみゼロのまち いかるが」の実現をめざしてまいります。

また、衛生処理場をはじめとする廃棄物処理施設の必要な補修等を行うことによりまして、施設の延命を図るとともに、適切な維持管理を行い、環境汚染の防止に努めてまいります。

第2は、防災・防犯であります。

はじめに、防災体制の整備についてであります。災害に備えるまち、安全で安心して暮らせるまちをめざして、災害の未然防止と拡大防止をはじめ、非常備消防、防犯体制の充実等に努めてまいります。

新年度におきましては、一昨年、奈良県において作成されました「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」の結果を踏まえ、本町の災害備蓄品の強化・充実を引き続き行ってまいりますとともに、避難所施設の整備の充実を図ってまいります。

また、災害時における地域での災害応急対策ができるよう、自衛消防団の育成のための支援を行うとともに、町民皆様の主体で実施いたします実践型の地区別防災訓練も昨年に引き続き行ってまいり、町民の自主防災意識の向上を図ってまいります。

さらには、国民保護法制への対応といたしまして、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、奈良県国民保護計画と整合性を図りながら有事の際に町民の皆様を迅速に保護できるよう、避難や救援に関する事項、平時における物資の備蓄や訓練等に関する事項などを盛り込んだ「斑鳩町国民保護計画」の策定を行ってまいります。

次に、県において整備を進めていただいております富雄川及び三代川の改修についてであります。

富雄川の改修につきましては、J R 橋梁の架け替え及び下流に設置しております仮の河川の床止工の撤去までが平成17年度の施工となっており、新年度におきましては、県道天理・斑鳩線から下流の右岸の護岸工事とJ R 橋脚1基の撤去工事の予定をされているところであり、それ以降、順次、上流に向けて河川改修が進められる計画となっております。

また、三代川の改修につきましては、現在、県と連携を図りながら用地交渉を進めており、1件の方との合意が得られたところでございます。

本町といたしましても、今後の事業の促進を図るため、県との連携を図りながら、関係者のご協力・ご理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、防犯体制の整備についてであります。

犯罪を未然に防ぐため、行政・住民・関係機構等が一体となった地域防犯意識の高揚を進めてまいりますとともに、地域における防犯灯の設置や維持管理の支援、青色防犯パトロールを引き続き実施するなど、より一層の自主防犯体制の推進にも努めてまいります。

次に、交通安全対策についてであります。

子どもやお年寄り、ハンディキャップのある人など、誰もが安全で安心して暮らせるよう、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備に努めるとともに、保護者組織による立哨指導、また、巡回パトロール、交通安全教室などを通して、子どもたちの安全確保に努めてまいりたいと考えております。

第3は、上・下水道の整備であります。

はじめに、上水道についてであります。上水道は、日常生活や社会経済活動の根底を支えるものとして欠くことのできない存在であります。水道の使命は「安全」で「安心」できる水を「安定的」に供給することであり、地震等に対する安全性の確保、災害時での対応や施設の老朽化への対応も求められております。

一方、昨年度の県営水道の漏水に伴い、水道使用量は減少し、また、今日の社会経済状況や将来人口予測から、なお水需要は減少傾向にあり、厳しい経営環境が続くものと見込まれますが、水道の使命を果たすべく健全経営に努めてまいりたいと考えております。

次に、下水道の整備についてであります。

下水道につきましては、国の下水道における中長期ビジョンにおいて、「下水道の有

する多様な機能を通して、循環型社会への転換を図り、21世紀社会における美しく良好な環境の形成並びに安全な暮らしと活力ある社会の実現をめざすこと」と位置付けをされており、ナショナルミニマムとしての基盤施設であります。

本町の公共下水道につきましては、生活環境の改善や公共水域の水質保全のため、事業認可区域の整備を鋭意進めており、平成18年度末で約125ヘクタールの整備を完了する予定であります。

また、昨年から供用を開始いたしましたが、平成17年12月末において、既に500件を超える家庭で公共下水道を利用いただいております。

今後におきましても、公共下水道をより多くの皆様にご利用いただくためにも、引き続き整備拡大に努めるとともに、環境と共生したまちづくりを推進するため、より一層の水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。

第6の柱は、にぎわいのあるまちづくりであります。

第1は、農業の振興についてであります。

農業を取り巻く環境を見ますと、農業の構造改革、米政策改革、産地づくり対策の導入など、農業・農村がおかれている状況が大きく変化しようとするなかにあつて、本町の農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足に伴う農業生産力の低下など、たいへん厳しい状況にあります。

そのため、引き続き安定的な農業経営の育成に向けて、農道、水路などの生産基盤の整備を進めるとともに、農地の保全や、魅力ある農業の基盤を築くため、農業委員会をはじめ各種農業団体とも連携を図りながら、都市近郊型農業の振興に努めてまいります

さらには、拡大しつつある遊休農地の活用を図るため、遊休農地の実態調査や、地域特性を活かした付加価値の高い農業への誘導を図るため、遊休農地再生活動にも取り組んでまいりたいと考えております。

第2は、商工業の振興についてであります。

国においては、「経済状況も企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続く」と見込まれておりますが、商工業を取り巻く環境は未だ回復は見込めず、依然として厳しい状況にあります。

町内の各商店や事業者におかれては、この厳しい状況から抜け出すために懸命に経営努力をされておられます。

町といたしましても、これらの取組みを支援するため、引き続き商工業者の債務保証

にかかる保証料の補給を行うとともに、核となる商工会と連携をとりながら、商工業の活性化のための取組みを積極的に進め、商工業の振興に努めてまいります。

第3は、観光の振興についてであります。

本町固有の歴史的な観光資源を前面に押し出し、斑鳩の魅力を広く内外にセールスできるよう、あらゆる機会を通して情報発信するとともに、日本「木造の世界遺産」市町村連絡協議会をはじめとする関係機関と協力しながら、積極的に国内外の観光客の誘致を図ってまいります。

また、もてなしの心での受入体制を整えるため、JR法隆寺駅に観光案内所を設置し一層の観光案内の充実に努めてまいります。

また、斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場に指定管理者制度を導入することにより、斑鳩を訪れる観光客に対してのサービス向上に努めてまいります。

さらには、誰もが気持ち良く斑鳩を訪れ、散策していただくことができるよう、ユニバーサルデザインや外国語で表記した観光案内、カメラ付き携帯電話により交通アクセスや観光情報等が読み取れるQRコードを用いたサインの整備に着手しますほか、観光自動車駐車場内の公衆トイレの改修に取り組んでまいります。

最後に、町政の運営に関する施策につきまして申し上げます。

はじめに、住民・行政協働によるまちづくりについてであります。協働のまちづくりを進めていくためには、町民の皆様に参加や協力を求めるだけでなく、私たち自身が変わっていかねばなりません。

職員一人ひとりがまちづくりに熱い思いを持ち、町民の皆様とともに、汗を流してまちづくりに取り組んでいく姿勢を持つことが大切であります。

まずは、私自身が直接町民皆様のもとに出向き、町民の生の声を聞く「町民対話集会」を新年度から新たに実施することとし、町民参加のまちづくりを進めてまいります。

次に、職員の資質の向上についてであります。

社会経済情勢が大きく変化しているなかで、公務員の人事管理全般について、時代の要請に的確に対応した改革を進めることは、引き続き重要な課題であります。

複雑・高度化する行政ニーズに適切に応えていくためには、限られた人員のもとで、公務員が、住民本位のより良質でかつ効果的な行政サービスを支える行政の専門集団となっていく必要があります。

これらのことから、国におきましては、能力・実績に基づく人事管理制度の整備を進

めているところであります。これらの内容を踏まえ、本町におきましても、地方分権の進展に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、能力・実績を重視した人事制度の確立と、それを支える公正かつ客観的な評価制度の導入、情報通信技術を活用した研修の実施などを図りながら、地方分権を担う意欲と能力のある人材の計画的育成に今後とも努めてまいりたいと考えております。

次に、行政改革の推進についてであります。

今後、多額の財源不足が予想されるなか、多様化・高度化する町民ニーズに対応したサービスを提供していかねばなりません。

そのために、第3次斑鳩町行政改革大綱及び実施計画に基づき、全職員、力を合わせてその取組みを進めてまいります。また、開かれた町政を推進し、住民活動と行政の協働を実現するため、大綱にも掲げられておりますように、その取組みの状況につきましては、町民の皆様に積極的にお知らせし、ご意見やご指摘をいただいております。

新年度におきましては、第3次斑鳩町行政改革の後期実施計画（平成19年度～平成22年度）を策定するとともに、国・県等の動向を見ながら、時代の流れに合った内容とするために、随時、その見直しを行い、大綱に基づく行政経営型システムへの転換をさらに推進してまいります。

最後に、財政の健全化についてであります。

本町の財政健全化を図るため、昨年7月に住民の代表の方も交えた斑鳩町財政健全化検討住民会議を設置いたしました。

その住民会議のなかで、活発に審議いただきまして、昨年10月に、「平成27年度の経常収支比率を90%までに抑制する」内容の「斑鳩町財政健全化に向けての中間報告書」をいただきました。

新年度予算におきましては、この中間報告書の内容を踏まえ、取り組めますものから積極的に予算に反映させていただいたところであります。

また、今年度中に、中・長期的に取り組むべき内容を盛り込んだ最終のご提言をいただくこととなっており、そのご意見を踏まえて、財政健全化計画を策定し、基金の取崩しをすることなく年度予算が編成できる「持続可能な財政体質の確立」を目標に、財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

財政の健全化に向けては、無駄を省き、経費の縮減を図るのみでなく、安定的な歳入

の確保が必要であります。

このためにも、歳入の根幹である町税の確保に努めるとともに、施設の使用料や役務の対価である手数料など、特定の人だけしか受けないサービスについて、相応・公平な受益者負担を実現するなど、行財政のあらゆる分野において総点検を行い、最小の経費で最大の効果をあげることを念頭において、将来に耐えうる財政構造への変革をめざしてまいります。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と、平成18年度における主要施策の概要につきまして申し上げます。

乗り越えなければならない課題は数多くありますが、先人が不断の努力により築いた「ふるさと斑鳩」を愛し、より良いふるさととして子孫に引き継いでいくため、多くの町民の皆様の知恵と行動力を結び、山積する課題の克服に向け、職員とともに汗をかき誠心誠意、行政運営にあたる所存であります。

どうか議員皆様におかれましては、更なるご支援、ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

- 議長（中西和夫君） 次に、日程7、議案第1号 斑鳩町国民保護協議会条例について、日程8、議案第2号 斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部条例について、日程9、議案第3号 斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について、日程10、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程11、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程12 議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、日程13、議案第7号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程14、議案第8号 斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程15、議案第9号 斑鳩町福祉会館設置条例の一部を改正する条例について、日程16、議案第10号 斑鳩町立あゆみの家設置条例の一部を改正する条例について、日程17、議案第11号 高安ふれあい交流広場設置条例の一部を改正する条例について、日程18、議案第12号 斑鳩町立老人憩の家条例の一部を改正する条例について、日程19、議案第13号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、日程20、議案第14号 斑鳩町町営住宅

条例の一部を改正する条例について、日程21、議案第15号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程22、議案第16号 斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について、日程23 議案第17号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、日程24、議案第18号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程25、議案第19号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、日程26、議案第20号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程27、議案第21号 平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第4号）について、日程28、議案第22号 平成18年度斑鳩町一般会計予算について、日程29、議案第23号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程30、議案第24号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、日程31、議案第25号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、日程32、議案第26号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、日程33、議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程34、議案第28号 平成18年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程35、議案第29号 斑鳩町、平群町、三郷町及び安堵町指導主事共同設置の廃止について、日程36、議案第30号 西和衛生試験センター組合規約の変更について、日程37、議案第31号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について、日程38、議案第32号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、日程39、議案第33号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、日程40、議案第34号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について、日程41、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）、日程42、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）、日程43、認定第1号 町道認定及び路線変更について、日程44、同意第1号 助役の選任について同意を求めることについて、日程45、報告第2号 平成18年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、日程46、報告第3号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について、以上40議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました40議案の総括提案説明を求めます。小城町長 ○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要をご説明させていただきます。

まず、議案第1号 斑鳩町国民保護協議会条例についてであります。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が平成16年9月17日施行され、同法第39条第1項の規定に基づき、斑鳩町の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、その施策を総合的に推進するため、斑鳩町国民保護協議会を設置し、同法第40条第8項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第2号 斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部条例についてであります。

先の議案第1号と同じく、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び同法第183条において準用する同法第31条の規定に基づき、斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第3号 斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

平成15年9月に地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入されましたが、斑鳩町営自転車等駐車場につきましては、指定管理者制度を導入せず直営することとし、同法との整合性を図るため、本条例の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治体は、昨今の厳しい経済情勢において、その財政が逼迫した状況にあり、斑鳩町も財政健全化検討住民会議を開催し、財政健全化を進め将来にわたって持続可能な町政運営を目指しているところであります。

これらの状況を踏まえ、議会におかれましても議員皆様自らが財政の健全化を図ることが急務であるとの認識にたち、住民の負託に的確かつ柔軟に対応していくための議員活動において、最低限度必要とされる報酬について、議員定数とも併せて検討していただきました。

その結果、財政上の効果が議員定数1名減に相当するとして、現在の報酬月額からおよそ7%相当の減額を図ることが適当であるとのことで、当分の間、議長については、37万6,000円から35万円に、副議長については、31万6,000円から29

万4,000円に、議員については、29万7,000円から27万7,000円にそれぞれ引き下げることとし、当条例における所要の改正を行うものであります。

また、条例別表について、公民館館長を非常勤の特別職から一般職とすることから削除し、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行による斑鳩町国民保護協議会の設置及び介護保険法の一部改正による地域包括支援センター運営協議会の設置に伴い、新たに加えることで、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

先程ご説明いたしました議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例と同様に、厳しい経済状況下にあつて本町の財政状況も一段と厳しさを増すなか、財政健全化に向けて行財政改革の推進を図っているところであり、平成17年4月から、町長、助役、収入役の給料の抑制措置を講じておりますが、財政健全化検討住民会議の中間答申等を踏まえ、引き続きこれら特別職の給料抑制措置を継続するとともに、新年度からは、更にその減額率について、町長は、給料月額10%から15%へ、助役は、給料月額7%から12%へ、収入役は、給料月額5%から10%へそれぞれ引き上げを行うものであり、奈良県市町村職員退職手当組合負担金についても、減額後の給料月額を算定基礎額とするものであります。

次に、議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。先程の議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でご説明申し上げました趣旨と同様であり、新年度から、教育長の給料月額減額率について、5%から10%へ引き上げを行うものであり、退職手当組合負担金の算出基礎額も減額後の給料月額とするものであります。

次に、議案第7号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

国家公務員については、平成17年度の人事院勧告に基づき、給与水準を見直すため年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱とする給与構造の改革を平成18年4月から実施することとされました。

この内容を踏まえ、当町職員の給与についても、国の制度改革に準じて所要の改正を

行うものであります。

その主な内容は、給料表の級編成及び号給構成を7級制の級編成とし、現行の号給を4分割しており、給料月額については全体で平均4.8%の引き下げを行います。ただし、切替日において、新たな給料表の給料月額が切替前の給料月額を下回る場合には、経過措置として減給保障を行うものであります。

次に、昇給の改正では、職員の昇給する日を年1回に統一し、標準的な昇給の号数は4号給で、55歳以上の職員の昇給の号数は2号給としております。なお、平成22年3月までの間は昇給抑制措置といたしまして、標準的な昇給の4号給を3号給に、55歳以上の職員の昇給は2号給から1号給としております。

次に、手当の改正では、調整手当を廃止し、新たに地域手当を創設し3%を支給するものであります。

次に、議案第8号 斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給しております。しかしながら、本町財政を取り巻く厳しい現況下において、社会情勢の変化や、他市町村との均衡を踏まえつつ、現時点においてその必要性及び妥当性について再検討し、5種類の特殊勤務手当を廃止しようとするものであります。

なお、先の議案第7号及び当条例の一部改正につきましては、町職員労働組合から、一定の理解も得ているところであります。

次に、議案第9号 斑鳩町福祉会館設置条例の一部を改正する条例について、議案第10号 斑鳩町立あゆみの家設置条例の一部を改正する条例について、議案第11号 高安ふれあい交流広場設置条例の一部を改正する条例について、議案第12号 斑鳩町立老人憩の家条例の一部を改正する条例についての4議案につきましても、先の議案第3号と同じく、地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入されましたが、いずれの施設につきましても、指定管理者制度を導入せず、直営することとし、法との整合性を図るため、それぞれの条例において条文の整理を行うものであります。

次に、議案第13号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険事業につきましては、介護保険運営協議会において第3期斑鳩町介護保険事

業計画・老人保健福祉計画の策定をいただいたところであります。

介護保険料は、サービスの給付見込量に基づいて算出されますことから、この事業計画の策定に伴いまして、平成18年度から20年度までの第1号保険者の保険料を定めております。

今回の保険料の改定につきましては、制度改正及び低所得者対策としまして、現行の5段階制から7段階制の導入を行い、低所得者への配慮をしており、基準額につきましては、現行、第3段階の月額3,084円が、18年度からは第4段階の月額3,900円となっております。

また、普通徴収に係る納期につきましては、納付の利便性を高めるため、現行の4期から国民健康保険税と同じ8期に納期を増やすものであります。

次に、議案第14号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。公営住宅の適正かつ合理的な管理を図る観点から、特定入居要件及び単身入居要件について、公営住宅法施行令の一部を改正する政令が平成17年12月2日に公布され、特定入居では、身体障害者だけでなく、精神障害者及び知的障害者までその範囲の拡大また単身入居につきましては、年齢要件が50歳から60歳に引き上げられるとともに身体障害者に加え、精神障害者及び知的障害者、DV被害者等まで、その範囲が拡大されたことにより、本条例との整合性を図るための条文の整理を行うものであります。

次に、議案第15号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

先の議案第7号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、当条例を改正するもので、内容といたしまして、調整手当を廃止し、地域手当を新たに設けるものであります。

次に、議案第16号 斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例についてであります。

先の議案第3号及び議案第9号から議案第12号と同じく、地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、指定管理者制度が導入されましたが、斑鳩町消防コミュニティセンターについても、指定管理者制度を導入せず、直営することとし、法との整合性を図るため、条文の整理を行うものであります。

次に、議案第17号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ790万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ88億4,093万円とするものであります。

予算補正の主な内容であります。はじめに、歳入予算の補正の内容についてであります。

第10款地方交付税、第1項地方交付税では、普通交付税の追加交付を受けましたことから、744万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、保険基盤安定負担金が交付決定されましたことから、民生費国庫負担金204万5,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第2項国庫補助金、第2目衛生費国庫補助金では、今年度、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金として交付されることを予定して、260万7,000円を計上いたしておりましたが、その全額が汚水処理施設整備交付金として交付されることとなりましたことから、同補助金を全額減額し、同交付金を追加補正するものであります。また、同交付金につきましては、平成18年度実施分の一部について、平成17年度で追加内示を受けましたことから、先程の補助金からの振替分も含めまして、393万7,000円を追加補正し、合わせて衛生費国庫補助金133万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4目教育費国庫補助金では、斑鳩小学校の耐震補強工事について国の補正予算により採択されることとなりましたことから、750万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金では、第1項県負担金で、民生費国庫負担金と同様の事由により、民生費県負担金1,053万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

また、第3項県委託金では、平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費交付金の清算見込みにより、総務費県委託金79万1,000円の減額補正を行うものであります。

次に、第16款財産収入、第1項財産運用収入では、各基金利子の確定により89万1,000円の増額補正を行うものであります。

次に、第17款寄附金では、福祉基金としてご寄附いただきました10万円を追加補正するものであります。

次に、第20款諸収入では、第4項雑入で、消防団員の退職にかかります退職報償金の受入金で42万8,000円の増額、市町村振興宝くじ交付金の交付決定により358万4,000円の追加となり、合わせて401万2,000円の増額補正を行うものであります。

続きまして、歳出予算の補正の内容であります。

第2款総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費で、職員の退職に伴う職員退職手当組合負担金2,696万1,000円の増額補正をお願いするものであります。また、第5目財産管理費では、財政調整基金等の各基金利子の確定による積立金70万4,000円の増額補正、第6目企画費では、文化振興基金の利子の確定による財源振替を行うものであります。

第4項選挙費、第3目町長選挙費では、選挙執行経費の確定により、194万3,000円の減額補正、第4目斑鳩町農業委員会選挙費では、同様の理由により190万3000円の減額補正、第5目衆議院議員選挙費では、年度末に向けた執行経費の清算見込みにより78万3,000円の減額補正をそれぞれ行うものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で、寄附金の受入れに伴う福祉基金積立金10万円を追加補正、国保財政安定化支援事業繰出金27万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

第3目老人福祉費では、福祉基金の利子の確定により財源振替を行い、第8目国民健康保険医療助成費では、国庫支出金等の保険基盤安定負担金の交付決定により、1,677万9,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第12目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、各種団体等の会合などによる施設の利用者増を目的に、大広間を増築する予定でありましたが、12月の担当常任委員会で報告しましたとおり、本年度4月に行いました料金の改正により町内の方々のご利用が増えていますことや、地元との協議等が進まないことから、今年度は建設を断念することとし、2,500万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第13目介護保険事業繰出費では、介護給付費が前回補正見込みを上回ること及び平成18年4月の制度改正に係る電算システム改修が必要でありますことから、合わせて介護保険事業特別会計への繰出金225万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費では、第5目老人保健事業費で、乳がん検診の受診者が当初見込みを下回りますことから、400万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第2項清掃費では、第3目し尿処理費で、歳入のところで申し上げましたとおり、汚水処理施設整備交付金について、平成18年度実施分の一部が平成17年度で追加内示を受けましたことから、これに係ります事業費399万円を増額補正させていただくものであります。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費では、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費で9月補正で計上させていただいておりました通信ケーブル移転補償事業が完了しましたことから、その不用額389万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第8款消防費、第1項消防費では、第2目非常備消防費で、消防団員2名の退職に伴う退職報償金42万8,000円を増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費、第2項小学校費では、第1目学校管理費で、歳入のところで申し上げましたとおり、斑鳩小学校の耐震補強工事について国の補正予算により採択されることとなりましたことから、その所要額1,500万円の追加補正をお願いするものであります。

第5項社会教育費では、第4目文化財保存費で、駒塚古墳等について、当初、墳丘の保護的な整備を想定し、基本計画や実施設計等の事業費を計上いたしておりましたが、県・文化庁との協議により、より慎重な調査を実施の上、整備することが必要との結論に達しましたことから、今年度の執行を見合わせることにし、398万8,000円の減額補正をお願いするものであります。また、藤ノ木古墳整備基金利子の確定により、その積立金1万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費では、スポーツ振興基金利子の確定により、財源振替を行うものであります。

最後に、第12款予備費につきましては、今回の補正から生じた財源1,703万5,000円を予備費に留保することといたしております。

また、本補正予算では、諸般の事情により本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、繰越明許費として、合併処理浄化槽設置整備補助事業で399万6,000円、道路新設改良事業で4,015万円、法隆寺線整備事業で780万1,000円、JR法隆寺駅周辺整備事業で6億4,048万9,000円、校舎耐

震補強事業で1, 500万円を予算計上させていただいております。

次に、議案第18号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ576万6, 000円を減額し、歳入歳出それぞれ27億9, 975万5, 000円とするものであります。

まず、歳入予算の補正では、第2款国庫支出金につきまして、歳出の高額医療費共同事業拠出金の補正により、126万9, 000円の減額補正をお願いするものであります。

第4款県支出金につきましては、国庫支出金の補正同様、高額医療費共同事業拠出金の補正によるもの、また当初予算では把握できなかった特別財政調整交付金の計上を合わせて、87万3, 000円の減額補正をお願いするものであります。

第5款共同事業交付金につきましては、本年度分の交付額の決定に伴いまして1, 342万8, 000円の増額補正をお願いするものであります。

第6款財産収入につきましては、斑鳩町国民健康保険財政調整基金運用収入の決算を見込み、5, 000円の増額補正をお願いするものであります。

第7款繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の決定に伴い1, 705万7, 000円の減額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正では、第1款総務費におきまして、奈良県国民健康保険団体連合会の共同電算システムの改修費用の負担及び財政調整基金利子の確定により、その積立金として、合わせて40万1, 000円の増額補正をお願いするものであります。

第2款保険給付費及び第4款介護納付金につきましては、先程説明いたしました、歳入予算の補正に伴い財源振替を行うものであります。

第5款共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業拠出金額の決定に伴い、507万8, 000円の減額補正をお願いするものであります。

第9款予備費につきましては、これらの歳入歳出予算補正額の差額108万9, 000円の減額をお願いするものであります。

次に、議案第19号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本年度に事業採択を受けました汚水処理施設整備交付金の額の追加を受けることにより、平成18年度に整備を予定しておりました服部地区の3工区の整備を先行して本年

度中に発注することから、工事請負費で1億4,213万8,000円、需用費で100万円、総額で1億4,313万8,000円の繰越明許費の補正をお願いするものがあります。

次に、議案第20号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,100万8,000円を追加し、予算総額を12億9,099万6,000円とするものであります。

その主な補正内容といたしまして、まず歳入予算の補正につきましては、給付額の増に対する法令に基づく国・支払基金・県・市町村の負担割合に応じて、第3款国庫支出金について200万円、第4款支払基金交付金について320万円、第5款県支出金について125万円、第8款繰入金において455万円のそれぞれ増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出予算の補正につきましては、第1款総務費では本年4月から介護保険制度が大きく改正されることから、これに伴いますシステム改修に要します費用100万円の増額補正を、第2款介護給付費では、平成17年10月の施設給付費の見直しに係る実績を加え、最終的な介護給付総額を推計するにあたり、現在の予算額を上回る見込みでありますことから1,000万円の増額補正をお願いするものであります。

また、介護保険給付費準備基金積立金の運用益の確定により、歳入では、財産収入において、歳出では、基金積立金において8,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第21号 平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

高料金対策借換債において、企業債元金と利息が確定したこと及び職員の退職に伴う退職手当組合負担金の増による補正をお願いするものであります。

収益的支出では、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第4目総係費で505万5000円の増額補正を、第2項営業外費用、第1目支払利息で50万5,000円の減額補正であります。

次に、資本的支出では、第1款資本的支出、第2項企業債償還金で13万1,000円の増額補正であります。

次に、議案第22号 平成18年度斑鳩町一般会計予算について申し上げます。

平成18年度一般会計予算は、総額86億円を計上いたしております。前年度と比較して、3,000万円、0.3%の減額であります。

それでは、平成18年度一般会計予算案の内容につきまして、歳入予算からご説明申し上げます。

はじめに、「三位一体の改革」についてであります。

改革の初年度である平成16年度において、突如として地方交付税が大幅に削減されるなど、地方財政に多大な影響を及ぼした「三位一体の改革」につきましては、昨年1月に平成18年度までの三位一体の改革について政府・与党間で合意されました。

その内容は、国庫補助負担金の改革にあつては、平成18年度までに、4兆円を上回る国庫補助負担金の改革を達成する。税源移譲は、国庫補助負担金改革を踏まえ、3兆円規模の移譲を行う。そして、この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税において行い、個人住民税所得割の税率を10%の比例税率とするが平成18年度においては、暫定的措置として、所得譲与税による税源移譲を実施する。地方交付税改革については、平成16年度から18年度の間で、交付税総額5兆1,000億円の大幅な抑制を実施する内容とされております。

今回の改革による本町への影響は、国庫補助負担金の改革で1億5,000万円の減収、税源移譲で2億円の増収、そして地方交付税の改革で5億4,000万円の減収となり、全体で約5億円程度の減収が見込まれております。

3兆円という大規模な税源移譲を基幹税において実施されることは、これまでにない画期的な改革であり、今後の地方分権を進めるうえで大きな前進ではありますが、本町への影響をみてもわかりますように、平成18年度までの改革の期間中、地方交付税が大幅に削減され、地方財政は極めて厳しい運営を余儀なくされております。

地方分権に向けた改革に終わりはありません。平成19年度以降もさらなる改革を進めるため、そして、地方公共団体が住民に対して責任を持って自立した行財政運営ができるよう、強く国に求めてまいります。

次に、新年度予算に計上いたしました主な歳入予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、町の中心的な財源である町税につきましては、28億6,750万円を計上いたしております。前年度と比較して、1億1,990万円、4.4%の増額となっております。

これにつきましては、固定資産税では、家屋の新增築分が増加するものの、平成18年度評価替えにより在来分家屋が減価することや、土地についても下げ止まり傾向にあるものの、本町の地価が平均4.7%下落したことが影響し、前年度と比較して、5,240万円、4.5%の減収、都市計画税におきましても670万円、5.3%の減収が見込まれるものの、町民税において、日本経済の企業の好調さが家計にも波及し、民間需要中心に緩やかな改善を示していることから、景気回復による雇用・所得環境の改善が見込まれていることや、配偶者特別控除の上乗せ分の廃止、生計同一の妻への本則課税、老年者控除の廃止などの税制改正により1億7,280万円、14.0%の増収たばこ税につきましても、税制改正により500万円、2.6%の増収が見込まれるためであります。

次に、地方交付税をはじめとする各種交付金、地方譲与税につきましては、国の「三位一体の改革」の内容を踏まえ、地方財政計画をもとに算定を行い、その見込額を計上いたしております。

地方交付税では、交付税総額の抑制や基準財政需要額に算入される事業費補正分等の減により、前年度と比較して、1億2,700万円、5.6%減の21億3,100万円を計上いたしております。

一方、地方譲与税では、国庫補助負担金改革に伴い、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として、所得譲与税による税源移譲が実施されますことから、前年度と比較して、9,610万円、54.0%増の2億7,410万円を計上いたしております。

次に、国・県支出金につきましては、それぞれの補助制度を最大限に活用しながら、事務事業の財源確保を図ったところでありますが、国庫補助負担金改革として、児童手当の給付にかかる国・県負担金、公営住宅等家賃対策補助金等が一般財源化されることや、また、JR法隆寺駅周辺整備事業にかかる国庫補助金対象事業量の減少により、国庫支出金が減となりますことから、前年度と比較して、5,771万1,000円、67%減の8億397万2,000円を計上いたしております。

また、繰入金につきましては、前年度と比較して、1億4,100万円、38.7%増の5億510万6,000円を計上いたしております。

町税の増収が見込まれるものの、引き続き、地方交付税や、地方一般財源の不足に対処するため発行が認められる臨時財政対策債が減額となる厳しい状況のなかにあつて、

本町の課題である都市基盤整備や史跡藤ノ木古墳の整備を鋭意進めるため、やむを得ず財政調整基金等の活用を図っております。

最後に、町債につきましては、前年度と比較して、1億7,950万円、15.1%減の10億890万円を計上いたしております。

JR法隆寺駅周辺整備事業をはじめとする建設事業費にかかる財源確保を図るとともに、引き続き、地方一般財源の不足に対処するため発行される臨時財政対策債の活用を行ってまいります。

続きまして、歳出予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

それぞれの款ごとに、新年度で取り組みます主な事業につきまして、できるだけ先程の施政方針と重ならないよう、順次、ご説明申し上げます。

はじめに、議会費につきましては、1億513万5,000円を計上いたしております。前年度と比較して、1,061万8,000円の減額となっております。

議員皆様におかれましては、本町の発展のために、広範囲にわたり活発な議会活動を行っていただいていることに、深く感謝を申し上げます。

今後におきましても、本町が抱える多くの課題を克服していくため、議員皆様のご意見を拝聴し、ご指導・ご協力を賜りながら、ともに町政の推進にあたってまいりたいと考えております。

次に、総務費につきましては、8億8,272万4,000円を計上いたしております。前年度と比較して、451万5,000円の増額となっております。

はじめに、人材の育成につきましては、地方分権への対応、行財政改革の推進など、行政を取り巻く環境が厳しくなるなか、管理職のマネジメント能力の向上はもとより、職員一人ひとりの意識改革が求められておりますことから、平成16年4月に策定いたしました斑鳩町職員人材育成基本方針に基づき、引き続き、職員の自己啓発による能力開発の推進はもとより、職員の行政経営能力の向上と創造性を大切にされた組織風土の醸成を図ってまいります。

次に、町民と行政協働によるまちづくりにつきましては、施政方針の中で申し上げましたように、新年度から「町民対話集会」を取り入れるとともに、さまざまな行政課題についての住民の自主的な活動を支援する「出前講座」を実施してまいります。

また、行政情報の提供として、お知らせ版を含む月2回の広報紙の発行による行政情報の提供と、町ホームページを活用し、広報機会の拡大とより迅速な情報発信を行い、

町政情報の発信力の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、文化・芸術の振興につきましては、地域の人々に、完成度の高いコーラスを通して質の高い音楽にふれる機会を提供するとともに、一流プロとのジョイントという普段経験できない場を設けることにより、新しい芸術・文化の創造を図るため、新たに宝くじまちの音楽会を開催するとともに、文化芸術活動の推進と、これらにふれる機会の創出に取り組んでいる斑鳩町文化振興財団を、引き続き、財政面から支援し、地域に根ざした文化・芸術の振興をめざしてまいります。

次に、男女共同参画社会の推進につきましては、平成16年4月に施行いたしました斑鳩町男女共同参画推進条例を基本理念とし、平成17年度中に策定いたします新行動計画「(仮称)新・女と男が輝く未来計画」に基づき、女性総合相談、男女共同参画社会づくりセミナー、女性のエンパワーメント活動支援等を引き続き行うとともに、新年度におきましては、新計画の概要版を作成し、男女共同参画意識の浸透を図ってまいります。

次に、行政改革につきましては、現在、第3次斑鳩町行政改革大綱及び前記実施計画に基づきまして、その取組みを推進しておりますが、新年度は前記計画の最終年度にあたることから、国や県の動向及び現在の情勢を十分踏まえまして、計画の見直し作業を行い、新年度中には、後期実施計画を策定したいと考えております。

また、三位一体の改革による税源移譲が進むなか、安定した財政基盤の確立のためには、税収の確保はますます重要となってまいります。

そうしたことから、納税者の皆様の「税」に対するご理解を深め、納税意欲を促進し財源の確保を図るとともに、税負担の公平性の確保から、未納者には滞納処分を前提とするなど、徴収事務を更に強化して、収納率の向上に努めてまいります。

次に、民生費につきましては、17億9,314万7,000円を計上いたしております。前年度と比較して、8,605万2,000円の増額となっております。

はじめに、(仮称)総合福祉会館の建設につきましては、施政方針の中で申し述べましたとおり、新年度は、施設の実施設計に取り組んでまいりますとともに、用地の購入につきましては、斑鳩町土地開発公社での先行取得で対応してまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉につきましては、お年寄りの方ができる限り要介護状態に陥ることなく、住みなれた地域や家庭で暮らすことができるよう、引き続き、既存の福祉サービ

ス制度の積極的な提供に努めるとともに、その利用促進を図ってまいります。

新年度は、介護保険制度の全面的な見直しと、第3期介護保険事業計画・老人保健福祉計画の初年度にあたります。

現行の介護保険や高齢者福祉サービス等に変更が生じますことから、新しい介護保険制度の啓発に努めるとともに、窓口や電話などのご質問やご相談に丁寧にお応えし、利用者の皆様に混乱を生じないように対応してまいります。

また、敬老会につきましては、新年度からは、いかるがホールにおきまして単独で開催を予定しており、その内容の充実に努めてまいりたいと考えております。記念品につきましても、ふれあい交流センターいきいきの里の無料入浴券を引き続き配布させていただき、お年寄りの皆様の社会参加と生きがいがいづくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、障害者福祉につきましては、昨年に策定いたしました「斑鳩町障害者計画」に基づき、障害者が障害を持たない人と同等に地域で生活できる環境をつくりあげていくノーマライゼーションの理念の下に、社会参加と自己実現が果たせる地域づくりを進めてまいります。

また、新たに障害者自立支援法が施行されますが、制度の円滑な運営に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、利用者の方への情報提供や相談体制等の充実に努め、サービスの提供を図ってまいります。

次に、児童福祉につきましては、新年度から児童手当の支給対象年齢が小学校修了までに拡大されます。本町におきましても、対象児童の増加が見込まれますが、制度の啓発と運営に万全を期し、児童を養育している家庭の生活向上への寄与、児童の健全育成に努めてまいります。

また、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているなか、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育・一時的保育などの特別保育も取り入れ、その充実に努めてきたところではありますが、今後におきましても、子育て環境の整備を行うとともに、園庭開放や家庭支援講座などの開催を通して、より一層地域に開かれた保育園の運営に努めてまいります。

次に、衛生費につきましては、8億2,161万6,000円を計上いたしております。前年度と比較して、1億170万7,000円の減額となっております。

はじめに、健康づくりの推進につきましては、感染症の予防として、お年寄りや子ども

もたちの感染症の蔓延及び罹患後の重症化を予防するため、引き続き予防接種の必要性を啓発し、積極的に接種していただけるよう勧奨してまいります。

また、母子の健康を守るため、引き続き、妊婦一般健康診査をはじめ、新生児訪問や乳幼児健康診査などのさまざまな健康診査や相談事業を実施してまいります。

さらには、子どもの心身の健やかな発達や豊かな人間性を育むためには、適切な食習慣を子どものころから身につけることが重要であります。そうしたことから「食」の大切さを理解し、家族で「楽しい食卓をかこむ」工夫ができるよう「食育」の推進にも取り組んでまいります。

また、基本健康診査や各種がん検診は、自分のからだの状態を知り、生活習慣を見直す良い機会になります。そうしたことから、早い時期からの受診を勧め、健康づくりの意識を高めるとともに、自分で健康管理が行えるように支援してまいります。

新年度からは、介護保険制度の改正に伴い、介護予防に資する65歳以上の方を対象とした保健事業が介護保険事業に移行されます。一般会計では、特に40歳から64歳の壮年期を対象を絞った健康教育や相談といった保健事業を重点的に推進してまいります。

次に、環境対策につきましては、ごみ減量化・再資源化の促進をめざしまして、平成12年10月に「ごみ処理有料化」を導入させていただきました。ごみ処理有料化以後町民皆様のご理解とご協力によりまして、本町のごみ排出量は大幅に減少しております

しかしながら、全国平均では、あと12年前後で、埋立処分場が飽和状態になるといわれており、本町におきましても、焼却灰を含めた廃棄物の総量をいかに減量させていくかが、大きな課題となっております。

平成17年度では、従来のごみ減量事業に加え、古紙類などの資源物を集団で回収できない自治会を対象に、町が回収し、リサイクル処理する「古紙類・繊維類リサイクル回収モデル事業」の実施や、「ビニールごみ」のリサイクル処理への移行といった事業を実施し、埋立処理量の減量を図ってまいりました。

新年度におきましては、これら事業を引き続き実施してまいりますとともに、新たな取組みとして、現在、可燃ごみとして排出されている「紙製容器包装類」について、リサイクル処理を行っていくための「その他紙製容器包装類回収モニター事業」に取り組んでまいります。この取組みを通して、分別回収などに関する問題点や課題を掘りおこし、町全域での回収に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

また、環境問題に対する意識の高揚と、環境問題を正しく認識し、行動を起こす契機としていただくため、環境問題学習会、いわゆる「エコトーク21」につきましても、今回で各自治会5順目となりますが、引き続き、新年度から2カ年をかけて全自治会を対象に開催してまいります。

また、地球温暖化を防止するためには、幅広い年齢層での取り組みが必要であることから、「地球温暖化防止事業」につきまして、従来の親子を対象としたものだけでなく、成人を対象とした事業にも取り組んでまいります。

さらには、新たに3年間登録されましたISO14001について、適用範囲内である役場庁舎及び保健センターにおける運用強化はもちろん、登録範囲外の施設・部署においても規格に基づいた運用ができるよう、そのノウハウを広めてまいりたいと考えております。

なお、衛生処理場及び鳩水園等の各施設につきましては、周辺の町民皆様のご迷惑とならないよう、適切な管理運営に努めてまいります。

次に、農林水産業費につきましては、1億2,635万8,000円を計上いたしております。前年度と比較して、1,008万4,000円の減額となっております。

農業の振興につきましては、引き続き、農業者・商工業者と地域住民との交流の場として、好評をいただいている産業フェスティバルの開催を支援するとともに、農業の各分野で活動されている農業者団体への支援も行ってまいります。

また、農業生産力を高めるため、農道や水路、溜池などの農業基盤整備に取り組むとともに、地元が独自で行われる基盤整備に対する支援も実施してまいります。

さらには、自然環境や景観の保持、生物の多様性の確保など、里山林の持つ機能を十分に発揮させるため、森林バンクの普及啓発に努めるとともに、里山林の整備にも努めてまいります。

次に、商工費につきましては、1億513万7,000円を計上いたしております。前年度と比較して、63万2,000円の減額となっております。

はじめに、雇用の促進につきましては、老年者の雇用促進として、豊かな経験と技術を生かすとともに、働く機会を充実させるため、積極的にシルバー人材センターの活用を図るとともに、引き続き、その活動を財政面から支援してまいります。

また、「ならジョブカフェ」などの関係機関と連携を図りながら、若年者の就業支援にも努めてまいります。

次に、消費者対策につきましては、クレジットカードやインターネットの利用、訪問販売など消費形態の多様化に伴い、消費者の被害も複雑化してきております。これら被害を未然に防止するため、町広報紙などを通して、被害状況や被害者保護に関する情報を積極的にお知らせするとともに、消費者センターとの連携を強化し、相談体制の充実にも努めてまいります。

また、新年度におきましても、経済情勢や商品知識などに関する学習の場として「生活設計学習会」を開催してまいります。

次に、観光の振興につきましては、施政方針の中で申し上げましたように、JR法隆寺駅における観光案内所の設置や観光ルート方向サインの設置、観光自動車駐車場内の公衆トイレの改修を進めるとともに、観光ボランティアの皆様のご協力も得ながら、もてなしの心での受入体制の充実を図ってまいります。

また、観光協会の活動を支援するとともに、「太子ロマン斑鳩の里観月祭」の開催や「桜祭能」「太子ぴんきり市」などの観光協会の自主事業との連携により、積極的な情報発信に努め、国内外からの観光客の誘致を図ってまいります。

次に、土木費につきましては、20億847万1,000円を計上いたしております前年度と比較して、1億4,228万2,000円の増額となっております。

はじめに、生活道路の整備につきましては、安全で安心、快適な道路環境の整備に向け、新年度も引き続き、道路整備5カ年計画を柱として、生活道路の新設、道路改良を進めるとともに、道路の適切な管理、交通安全の向上に努めてまいります。

次に、都市計画道路の整備につきましては、いかるがパークウェイの整備促進に向け精力的に国に働きかけてまいりますとともに、新年度におきましても、パークウェイ整備に伴い、取り付け道路の一部の測量設計を実施してまいります。

次に、JR法隆寺駅周辺整備につきましては、施政方針の中で申し上げましたように新年度では、現在、工事を進めている自由通路本体工事を引き続き行いまして、橋上駅舎本体工事へと進めてまいります。

また、周辺道路整備につきましても、今後の事業の円滑な進捗が図れるよう、斑鳩町土地開発公社においても、用地の先行取得を行ってまいります。

次に、災害に強いまちづくりにつきましては、地震発生に備えた安全な地域づくりを推進するため、新年度から既存木造住宅の耐震診断に必要な費用の一部を助成する「既存木造住宅耐震診断支援事業」を実施してまいります。

次に、消防費につきましては、3億3,107万8,000円を計上いたしております。前年度と比較して、348万8,000円の増額となっております。

はじめに、消防体制の充実につきましては、西和7町で構成しています西和消防組合の運営をはじめ、身近なところでは、町民皆様の生命財産を守る町消防団の士気高揚に努め、消防力の強化を図ってまいります。

また、防災体制の充実につきましては、地域ぐるみでの自主防災体制の確立を図るため、地域において活動をしていただいております自衛消防団や、消防施設の整備を行う自治会に対する支援を引き続き実施するとともに、平成14年度から実施している地域密着型の地区別防災訓練を新年度においても実施し、町民皆様の防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、教育費につきましては、9億8,750万8,000円を計上いたしております。前年度と比較して、1億6,018万3,000円の減額となっております。

はじめに、学校教育の充実につきましては、小学校と中学校の連携教育としまして、「生き方」「英会話」「交流」の主に3分野の内容で、小学校・中学校の9年間を通して、子どもたちに「郷土を愛する心を育み、国際化の進む社会を主体的に生きるために必要な自己の確立とコミュニケーション能力」を育成する小中連携教育に、引き続き取り組んでまいります。

心身にハンディキャップを持つ子どもたちの教育及び教科の充実、小・中学校においては、町費講師の活用により、子どもたち一人ひとりの状況に応じた教育を展開するとともに、幼児教育の場におきましても、特に支援が必要な幼児が入園している幼稚園に対しまして、補充教員を配置してまいります。

また、ハンディキャップを持つ子どもと持たない子どもとの交流や交流学習に積極的に取り組み、人間としての個々のあり方や生き方を理解し、思いやりのある児童・生徒の育成に努めてまいります。

さらには、不登校や問題行動への対応として、教職員と子どもたちとの人間的なふれあいを深め、早期発見、早期指導に努めるための「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」を引き続き配置するとともに、新年度からは、県から委託を受け、2カ年の研究指定事業として「子どもと親の相談員」を配置してまいります。

次に、教育環境の充実につきましては、現在、新規格の机・いすの導入を順次進めているところでありますが、新年度は、小学校では4年生を対象に、中学校では1年生を

対象に新しいJ I S規格に対応した机・いすに更新してまいります。

また、斑鳩小学校中館の耐震補強実施設計、斑鳩中学校本館及び北館等の2次診断等を実施するとともに、学校施設の維持補修につきましても、必要に応じて実施し、人によさしい、安全で安心な教育環境づくりに努めてまいります。

さらには、「総合的な学習の時間」や「少人数授業」による基礎・基本の徹底により学習指導要領のめざす「生きる力」の育成に努めるとともに、学校図書の整備につきましては、調べ学習をはじめとした、児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動・読書活動が行えるよう、一層の充実を図っております。

次に、生涯学習の推進につきましては、今日のライフスタイルや、より多様化する住民の学習ニーズに対応し、誰もが気軽に参加でき、生きがいつくりとすることができるよう、公民館教室をはじめ、生涯学習講座を開催するとともに、図書館の運営につきましても、引き続き図書資料の充実を図り、その機能の向上に努めてまいります。

また、少年による、あるいは少年が被害者となる社会を震撼させる事件が続発するなど、子どもたちを取り巻く環境が憂慮される状況にあるなか、地域社会の連帯感や教育力の向上をめざし、家庭教育の充実など、地域社会づくりに向けた生涯学習の充実に努めてまいります。

次に、文化財の保存につきましては、史跡藤ノ木古墳の整備といたしまして、石室の公開に向けた保存修理工事に着手してまいります。

また、法務局斑鳩出張所の移転・統合に伴い、空家となります同施設につきまして払い下げを受けるとともに、生駒郡4町の共有地となっております土地を譲り受け、史跡藤ノ木古墳のガイダンス機能や当町の歴史・文化を学習・展示する機能を備えた（仮称）文化財活用センターとして整備を進めてまいります。

史跡中宮寺跡の整備につきましては、新年度におきまして、史跡指定区域すべての公有化が図られますことから、整備委員会を発足させ、史跡整備計画について、文化庁や奈良県等の関係機関の指導を得ながら進めてまいります。

次に、スポーツの推進につきましては、活動の場となる体育施設を安全に利用していただけますよう適正な維持管理に努めますとともに、各種スポーツ大会の実施をはじめ誰もが楽しみながら体力づくりや健康づくりができるスポーツ教室の開催やスポーツクラブの支援を進めてまいります。

最後に、公債費につきましては、13億9,882万円を計上いたしております。前

年度と比較して、1,968万7,000円の増額となっております。

平成14年度及び15年度に発行しました臨時財政対策債、平成15年度に発行しました中宮寺跡史跡用地購入事業債にかかる元金償還がはじまったことから増加となっております。

次に、議案第23号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

予算総額は歳入歳出それぞれ27億5,090万円で、前年度と比較して、1億8,790万円、7.3%の増となっております。

保険給付費が年々増加していることと、介護保険制度の普及から介護保険納付金が年々増額されていることが主な理由であります。

国民健康保険制度は、国民皆保険のなかで、地域医療や住民の健康の保持・増進に大きく貢献してきたところでありますが、急速な高齢化の進展、また、依然として景気の低迷により税収の確保が困難なことから、国民健康保険の事業運営は年々厳しいものとなっております。

歳入では、主なものとしまして、税収では8億1,830万円で、前年度と比較して、3,535万円、4.1%の減を見込み、国庫支出金では、前年度と比較して、3,781万8,000円、5.0%の増で7億9,718万2,000円。社会保険診療報酬支払基金より交付される退職被保険者等の保険給付に係る療養給付費交付金では、前年度と比較して、132万5,000円、0.2%の増で6億809万円。県支出金では、前年度と比較して、3,852万4,000円の増で1億3,964万6,000円。一般会計繰入金では、前年度と比較して、1,314万2,000円、6.9%の減で1億7,604万2,000円を計上いたしております。

一方、歳出面では、予算総額の過半を占める保険給付費についてであります。前年度と比較して、1億6,020万円、8.9%の増で19億6,046万6,000円を計上いたしております。

次に、議案第24号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてであります。予算総額は歳入歳出それぞれ21億7,065万円で、前年度と比較して、2億351万円、10.3%の増となっております。

本特別会計は、支払基金・国・県・町それぞれの負担割合に応じた交付金等を歳入財源として運営しております。平成14年10月の健康保険法等の改正により、町の公費

負担割合が20分の1から12分の1に5年間で段階的に引き上げられることから、一般会計の繰入額は、前年度と比較して、2,036万1,000円、14.1%増の1億6,461万8,000円を計上いたしております。

また、歳出では、予算総額の過半を占める医療諸費についてであります。前年度と比較して、2億347万2,000円、10.4%増の21億6,025万9,000円を計上いたしております。

医療費の動向を見るなかで、高齢者一人当たりの受診件数は前年度と比較してわずかながらの増加でありますので、レセプト一件当たりの医療費が増加したことが、医療諸費増加の主な要因であります。

次に、議案第25号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてであります。

平成18年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ547万5,000円を計上いたしました。前年度と比較して115万円、26.6%の増額となっております。

歳入予算につきましては、前年度からの繰越金が主なものであります。

歳出予算では、当該財産区の維持管理に必要な経費としまして15万円を計上いたしました。また、経費を差引きました残額532万5,000円を予備費に計上いたしております。

次に、議案第26号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ18億1,210万円を計上いたしております。前年度と比較して8,410万円、4.9%の増となっております。

公共下水道につきましては、平成17年度より整備済区域で供用を開始し、順調に接続件数も増加しております。また、国庫補助金に加え、平成17年度より地域再生計画汚水処理交付金事業を受け、一層の整備を進めてまいりたいと考えております。

まず、歳入では、公共下水道の利用に伴い、下水道加入負担金で510件、5,100万円を計上、前年度と比較して、2,100万円の増となっております。また、下水道使用料で3,027万2,000円を計上、前年度と比較して、2,460万2,000円の増、国庫支出金につきましては、国庫補助金と汚水処理施設整備交付金で6億円を計上し、前年度と比較して、9,750万円、19.4%の増、一般会計繰入金は前年度と比較して、839万1,000円、2.5%減の3億3,182万1,000

円を計上いたしております。

一方、歳出では、公共下水道費で13億9,670万5,000円を計上し、前年度と比較して、1億444万8,000円、8.1%の増となっております。

事業としましては、幹線管渠の整備を約1,500メートル実施、面的整備を約17ヘクタール実施し、平成18年度末で約125ヘクタール、管渠延長で約4,920メートルの整備を完了したいと考えております。流域下水道費といたしまして9,836万円を計上し、前年度と比較して、4,362万1,000円、30.7%の減となっており、これは、流域下水道センター施設拡張工事が主な事業となっております。公債費につきましては、3億1,703万5,000円を計上し、前年度と比較して、2,327万3,000円、7.9%の増となっております。

次に、議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてであります。

介護保険給付の円滑な実施に資するため、本特別会計の歳入歳出予算はそれぞれ13億6,860万円を計上いたしました。

平成18年度から、制度改正により予防重視型のシステムに転換いたします。従来、保健センターで実施しておりました保健事業の内、介護予防に資する65歳以上の高齢者を対象とした事業を地域支援事業に組み替え、また、高齢福祉で実施しておりました配食サービス・紙おむつの支給等を介護保険事業に組み替えて実施することになりました。

介護保険の給付につきましては、今年度までの実績をもとに、居宅サービス、施設サービス、また、平成18年度から新たに実施されます介護予防サービス等の費用として12億7,036万4,000円を計上いたしております。介護サービスが必要となれば、介護を必要とする方やその家族が安心して介護サービスを受けることができるようサービスの安定的な供給や、その質的向上等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、歳入予算額であります。保険料収入といたしまして2億7,560万円を計上いたしております。その他保険給付に係る歳入としまして、国庫支出金を2億7,820万3,000円、県負担金を1億9,166万2,000円、支払基金交付金を3億9,577万8,000円を計上いたしております。一般会計繰入金としましては、2億2,641万円を計上いたしており、内訳は介護給付費繰入金として1億5,87

9万6,000円、地域支援事業費繰入金として1,030万6,000円、職員給与や事務費等に係る繰入金として5,730万8,000円となっております。

介護保険制度につきましては、平成18年度より第3期事業計画期間に入りますが、その運営につきまして、引き続き円滑な実施を目指し、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議案第28号 平成18年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

水道事業は、安全で安心かつ安定的な飲料水の供給が大きな使命であります。このことから、今日まで取水井戸や浄水場の適切な維持管理に努め、機器類の老朽化についても順次改修を行っております。

一方、送配水管では、石綿管や塩化ビニール管の老朽化に伴う改良に加え、震災に対します耐震性の強化など、水道施設としてのライフラインの機能強化が求められており、そうしたことから、災害時の応急給水に必要な物質としてポリパック等の購入及び有利な財源を活用しながら整備を行ってまいりたいと考えております。

それでは、予算の概要であります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で8億1,282万9,000円、前年度と比較して、764万5,000円、0.9%の減であります。主な収入といたしまして、給水収益では7億6,706万5,000円で、水道水の需要の減少により、前年度と比較して、649万円の減額となっております。

水道事業費用では8億923万9,000円、前年度と比較して、528万3,000円、0.6%の減であります。主な支出といたしまして、県水受水費3億4,713万円、減価償却費1億5,860万4,000円、企業債利息6,531万8,000円、給配水管等の修繕費2,676万6,000円、浄水場等の老朽化への対応といたしまして1,390万円であります。

以上の結果、消費税抜きの平成18年度損益見込額は、約830万円の黒字を見込んでおります。

次に、資本金的収入及び支出につきましては、資本金的収入で、2億6,619万8,000円で、前年度と比較して、1,727万6,000円、6.9%の増であります。内容といたしましては、企業債2,000万円、国庫補助金3,205万9,000円、工事負担金2億1,413万9,000円であり、特に国庫補助金は、石綿セメント管更新事業、管路近代化事業としまして、前年度より1,952万7,000円の増であ

り、工事負担金は公共下水道事業関連等で、前年度とほぼ同額の1億8,311万2,000円となっております。

資本的支出では、4億6,745万4,000円で、前年度と比較して、960万6000円、2.1%の増であります。内容といたしましては、配水設備改良費3億4,105万円、取水設備費1,230万円、営業設備費193万7,000円、企業債償還金1億1,216万7,000円であり、特に配水設備改良費は公共下水道事業関連及び石綿管・塩化ビニール管改良事業等で、前年度より2,334万円の増額となっております。

次に、議案第29号 斑鳩町、平群町、三郷町及び安堵町指導主事共同設置の廃止についてであります。

生駒郡4町において共同設置しております地域圏担当指導主事につきまして、県の教育行政の機構改革により、平成18年度から廃止されることになりました。このことにより、平成18年3月31日をもって、斑鳩町、平群町、三郷町及び安堵町指導主事共同設置を廃止することとし、斑鳩町、平群町、三郷町及び安堵町指導主事共同設置規約を廃止するものであります。

次に、議案第30号 西和衛生試験センター組合規約の一部を変更する規約についてであります。

センター衛生試験センター組合を組織する構成団体のうち、組合の施設所在地であります上牧町の収入役が平成18年3月31日をもって廃止されることに伴いまして、同年4月1日より、同町の助役が同町の収入役の事務を兼掌されると同時に組合の収入役に就任されることとなります。また、組合管理者の町である上牧町では、町長に代わり助役が議員となられており、組合の収入役とは兼務できないことから、その代わりとして議員となる者を定める必要があります。そこで、この際、組合副管理者の町から、議員就任されている助役についても、見直しを行い、組合管理者及び同副管理者の町については、両町議会からの選出により新たに組合議員に就任することとなり、このことから、本規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第31号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてであります。

障害者自立支援法の施行により、障害者が介護給付等の支給を受ける場合には、あらかじめ障害程度区分を審査判定しておく必要があります。この審査判定を行う審査会を

王寺周辺広域休日応急診療施設組合におきまして広域7町で共同設置するため、同組合において共同処理する事務に、この審査会に係る事項を加えるため、本規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第32号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてであります。

斑鳩町文化振興センターの効果的、効率的な管理運営を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入することとし、平成17年12月議会において斑鳩町文化振興センター条例の一部を改正する条例についてご議決をいただいたところであります。

指定管理者の選定につきましては、斑鳩町指定管理者選定等審査委員会において審査を行いました結果、斑鳩町文化振興財団は現受託者であり、管理運営の実績があることから、効率的な経営が期待できると認められました。また、斑鳩町の文化振興を図ることを目的として設立された団体であり、施設管理と併せた一体的で効率的な質の高い運営を行うことが可能であります。

そういったことから、斑鳩町文化振興財団を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第33号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてであります。

斑鳩町観光自動車駐車場の管理運営を、効率的かつ経済的な運用を図るため、先の議案と同じく平成18年度から指定管理者制度を導入することとし、地方自治法第244条の2第6項により、斑鳩町指定管理者選定等審査委員会の審査を得まして、管理運営の実績があり、効率的な運営を行っております、斑鳩町観光協会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第34号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

斑鳩の里観光案内所の管理運営を、効果的かつ効率的な運用を図るため、先の議案と同じく平成18年度から指定管理者制度を導入することとし、地方自治法第244条の2第6項により、斑鳩町指定管理者選定等審査委員会の審査を得まして、当該施設の設置目的と合致し、管理運営の実績のあります、斑鳩町観光協会を指定管理者として指定するものであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）であります。

現委員の横田啓子氏の任期が、平成18年6月30日をもって満了となることから、その後任者として山本恵一氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）であります。

金本加津子氏が、平成18年2月5日に死去されたことから、その後任者として黒松龍一氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第1号 町道認定及び路線変更についてであります。

東福寺1丁目地内の道路の底地整理が完了しました1路線、開発道路の帰属による1路線、阿波2丁目地内の道路の底地整理が完了しました1路線、地元要望により実施しました集団和解除の手続が完了したことによる4路線の計7路線の認定と、同じく阿波2丁目地内の集団和解除の手続完了に伴う1路線の路線変更をお願いするものであります。

次に、同意第1号 助役の選任について同意を求めることについてであります。

現助役の芳村是氏の任期が、平成18年3月31日をもって満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第2号 平成18年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。

新年度は、公の施設に指定管理者制度が導入されたことから、財団の機動的かつ柔軟な運営体制と、芸術性、社会性、経済性を発揮させる経営に努め、予算組替えを行っております。また、公益法人会計基準が改正されましたので、これをうけた予算科目に改正しております。

事業といたしまして、住民参加型事業4事業、事業費436万円、芸術文化鑑賞型事業9事業、事業費1,022万円、育成型事業4事業、237万円であります。また、斑鳩町から2事業を受託し事業費105万円を計上いたしております。

次に、斑鳩町文化振興センターの管理運営及びホール施設使用料につきましては、施設管理運営事業費1億2,382万1,000円、使用料収入2,272万2,000円を計上いたしております。平成18年度の予算総額では、収入支出それぞれ1億5,201万4,000円を計上いたしております。

次に、報告第3号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてであります。

まず、都市計画道路法隆寺線の用地取得につきまして、粘り強く交渉を重ねてまいりたいと考えており、用地費・補償費を合わせて1億7,647万円を計上いたしております。処分につきましては、平成18・19年度での精算を考えております。なお、平成16・17年度で取得した費用の残金につきましても18年度で精算する予定であり18年度精算合計額は4,446万7,000円、19年度1億4,835万2,000円を計上いたしております。

次に、法隆寺駅周辺整備事業であります。取得につきましては、用地費・補償費を合わせまして2億4,000万円を計上いたしております。この精算につきましては、平成18・19・20年度の3カ年で計画しております。なお、平成17年度での取得予定地につきましては、一部17年度で清算をし、残金につきましては、19年度で精算いたしたいと考えております。また、従来より保有している暫定植栽広場につきましても平成19年度で処分していきたいと考えております。このことから、処分につきましては18年度1,500万円、19年度4億9,452万1,000円、20年度1億6,509万7,000円を計上いたしております。

次に、道路新設改良事業であります。神南3丁目地内道路新設改良事業用地取得につきましては、用地費・補償費を合わせ3,334万5,000円を計上いたしております。処分につきましては、平成18・19年度で計画しております。

町道308号線道路新設改良事業につきましては、取得費832万5,000円を計上いたしております。処分につきましては、平成19年度で計画しております。このことから、道路新設改良事業用地処分につきましては、18年度2,760万円、19年度4,201万8,000円を計上いたしております。

(仮称)総合福祉会館事業の用地取得につきましては、小吉田1丁目地内において、平成18・19年度の2カ年で取得をしたいと考えております。取得額は全体で2億7486万9,000円を計上いたしております。精算につきましては、19年度1億9686万6,000円、20年度8,098万4,000円を計上いたしております。

町単独土地改良事業の三井農道であります。平成16年度で取得した用地を事業の進捗に合わせ精算してきたところであり、18年度189万円、19年度728万7,000円で精算を終える予定であります。

(仮称)文化財活用センター事業用地の処分につきましては、平成18年度で3,857万9,000円を計上いたしております。

都市計画道路代替用地の処分につきましては、土地開発公社経営健全化計画に則して処分を進めており、龍田西8丁目地内と本年度処分できなかった法隆寺北2丁目地内の2カ所を計画しており、平成18年度では3億3,007万5,000円を、20年度では興留5丁目地内保有地処分について1億3,986万3,000円で処分を計上いたしております。

以上が平成18年度の事業計画の概要であります。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決またはご承認いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 午後3時35分まで休憩いたします。

（午後3時23分 休憩）

（午後3時35分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

ここでお諮りいたします。本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程36、議案第30号 西和衛生試験センター組合規約の変更について、日程37、議案第31号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について、日程41、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）、日程42、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）、日程44、同意第1号 助役の選任について同意を求めることについて、日程45、報告第2号 平成18年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、日程46、報告第3号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についての7議案を除く33議案については、会議規則第39条第2項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よってこれより、議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程7、議案第1号 斑鳩町国民保護協議会条例についてを議題とし、総括質疑を受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） これにつきましては、条例の内容を見させていただき、また要旨を読ませていただく中で、この協議会そのものの性質が全然つかめないという状況にありまして、法律の規定に基づくということなのですが、この法律も読むと、協議会の組織の構成について書かれているだけで、町長の施政方針の方を見させていただきましたら、17ページに、斑鳩町国民保護計画の策定を行っていくということは書いていただいておりますが、こちらの提出議案説明の方ではそれにはふれていないので、一体この国民保護協議会というのは何をするとこなんか、そしてこの斑鳩町国民保護計画の策定というのはどういうふうになされていくのかというのを、もう少しわかるようにお尋ねをしたいなというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 市町村協議会の設置につきましては、この法律の第39条の中で、その設置及び所掌事務をうたわれておりまして、これを読みますと、第1項では、市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に市町村国民保護協議会を置くということになっております。

その第2項におきまして、市町村協議会には、次に掲げる事務を司るということで、第1号に、市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するということと、第2号には、前号の重要事項に関し市町村長に意見を述べるということになっております。そうした関係で、第3項には、市町村長は、国民の保護に関する計画を作成し、または変更する時には、あらかじめこの市町村協議会に諮問しなきゃならないということになっておるものでございます。

そういった関係で、国民保護計画の関係につきましては、法の第35条の中で、市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき国民の保護に関する計画を作成しなきゃならんということで第1項でうたわれておりまして、第2項には、前項の国民の保護に関する計画を定める事項については次のとおりとするということで、まず1つ目には、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項、2つ目には、市町村が実施する国民の保護のための措置に関する事項、それと第3号には、国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項、第4号には、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、第5号には、国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体、その他の関係機関

との連携に関する事項、第6号には、各号に掲げるもののほか当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項ということで、第2項にはそういったことと書いております。

そういったことについて、あらかじめ我々の方でそういう計画案をこしらえまして、出来ました段階におきましては、ただいま申し上げております協議会にお諮りすることの中でそういう計画を策定していくということになります。策定いたしましたら速やかにその関係につきましては議会の方に報告するというようになっておるものでございます。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今ちょっと、色々条文読んでいただきましたんで、私も頭の回転がそう早くありませんので、今難しいなと思いましたが、この計画の諮問などもするということでしたけど、そしたら計画そのものは行政側が骨子をつくって、そしてこの国民保護協議会の方で意見を聞くという考え方でいいのか、この保護協議会自体がこういう計画をつくっていく主な作業をするというふうに見るのか、どういう見方をすればいいのか、そこだけはっきり教えていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） その案につきましては町の方で作成いたしまして、それを協議会に諮問していくと。その中で色々ご意見を賜りながら成案にしていくということでございます。先ほど申し上げましたように、定まりましたことにつきましては速やかに議会の方に報告するというふうになっております。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって議案第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8、議案第2号 斑鳩町国民保護対策本部及び斑鳩町緊急対処事態対策本部条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） ごございませんか。これをもって議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9、議案第3号 斑鳩町営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例に

ついてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第3号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番(里川宜志子君) 今回、改正されるものについて特定してということではなくて、本当に総括的にお尋ねをしたいと思うんですが、斑鳩町ではこのような附属機関、ここに、この表に載ってます附属機関色々あるわけなんですけど、そしてまた本日諮問もされておられます人権擁護委員さんなども含めまして法令で定められたような色んな委員会もございまして、前々から気になっておりますので、この際ですので、この附属機関などの委員の選出についての基準というのか考え方について、私は要綱などをきちっとつくって、重複の人選とか色々な問題について色々これまで各種提案をしてきたと思うんですが、これらにつきまして、町の方として考え方について、この間に何か変わってきているのか、その辺のところをきちっと、この際ですのでお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長(中西和夫君) 植村総務部長。

○総務部長(植村哲男君) この件につきましては、前々から色々議員さんの方からもご指摘いただいておりますけども、我々といたしましても、この関係につきましては、一つの基準を設けるということで他町村の関係とか色々調査しながらやっておりますものの、今まだ基準を策定するところまでいっておりません。いましばらくお待ちいただきまして、おっしゃっていただくようなことは十分承知しておりますのでこしらえてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長(中西和夫君) 14番、里川議員。

○14番(里川宜志子君) 非常に数多い、斑鳩町の場合、よその調べます以上に数の多い委員会の名前がずらっと連なっているんですけども、何でもつくればいいというものではなく、色々な点でこれまで私たち議員の方からも意見を申し上げてきていると思います。そういった整理も、やはりこういう条例改正に基づきまして整理の方ぜひともお願いをしたいというふうに思います。

以上で結構です。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第5号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12、議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、議案第7号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） これは、一般職の職員に関することですので、総括的にお尋ねをいたします。

町当局とされましては、職員組合などとの話し合いというのは、どのようになされてどのような結論をもってこの条例を提案なされたのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係につきましては、2回組合の方と協議させていただいております。この関係につきましては、議員皆様方のご理解いただきまして、現8級制を利那的に9級制にさせていただいて7級制にさせていただきました。本来は6級制というような形になっておるわけでございますけれども、組合の方からも、6級制にすれば色々問題があると。我々も同じような共通認識でございました。そうした中で、どのようにすれば一番いいかというような形の中で我々も模索してまいりましたし、そうした関係で組合とも十分協議してまいりました。そうした関係もありました中で、このような条例案を見ることが出来ました。これにつきましては、一定の組合からも評

価もされております。

そういった関係で、十分我々といたしましては、組合との協議の中で進めてまいったということで理解いたしております。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって議案第7号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、議案第8号 斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第8号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程15、議案第9号 斑鳩町福祉会館設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第9号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程16、議案第10号 斑鳩町立あゆみの家設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第10号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17、議案第11号 高安ふれあい交流広場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第11号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18、議案第12号 斑鳩町立老人憩の家条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第12号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第12号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程19、議案第13号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第13号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第13号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程20、議案第14号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第14号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第14号は、建設水道常任委員会に付託いたします

続いて、日程21、議案第15号 斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第15号は、建設水道常任委員会に付託いたします

続いて、日程22、議案第16号 斑鳩町消防コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第16号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第16号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程23、議案第17号 平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第17号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第17号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程24、議案第18号 平成17年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第18号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第18号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程25、議案第19号 平成17年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第19号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第19号は、建設水道常任委員会に付託いたします

続いて、日程26、議案第20号 平成17年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第20号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第20号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程27、議案第21号 平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第21号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第21号は、建設水道常任委員会に付託いたします

続いて、日程28、議案第22号 平成18年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって議案第22号に関する総括質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっています議案第22号については、委員会条例第5条の規定に基づき、委員6名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第22号については、委員6名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条の規定により、議長において指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議長において指名をいたします。

総務常任委員会から、嶋田議員、松田議員、厚生常任委員会から、三木議員、里川議員、建設水道常任委員会から、飯高議員、小野議員を指名いたします。以上6名の議員には、よろしくお願いをいたします。

続いて、日程29、議案第23号 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第23号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第23号は、予算審査特別委員会に付託いたします

続いて、日程30、議案第24号 平成18年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第24号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第24号は、予算審査特別委員会に付託いたします

続いて、日程31、議案第25号 平成18年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第25号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第25号は、予算審査特別委員会に付託いたします

続いて、日程32、議案第26号 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第26号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第26号は、予算審査特別委員会に付託いたします

続いて、日程33、議案第27号 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第27号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第27号は、予算審査特別委員会に付託いたします

続いて、日程34、議案第28号 平成18年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって議案第28号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第28号は、予算審査特別委員会に付託いたします。続いて、日程35、議案第29号 斑鳩町、平群町、三郷町及び安堵町指導主事共同設置の廃止についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番(里川宜志子君) 私、これ提出議案の説明を見、色々理由など見させていただいたわけなんですけど、ちょっとよくわからないので総括質疑をさせていただきたいと思っています。

県の機構改革で廃止をされたと言われる指導主事の共同設置をしてきた、このことが機構改革によって一体どのようになるのか、それは斑鳩町の小中学校にとってどのような影響を受けることになるのか、そういうことが全くこれを見る限りでは判断が出来ませんので、その辺のところ、機構改革と一口に言われて廃止をしますということを言われても、なかなか私らもわけがわからないという状況にありますので、この指導主事について、もう少しどのように考えたらいいいのかということについて、それと今後のことについて少し教えていただきたいというふうに思います。

○議長(中西和夫君) 栗本教育長。

○教育長(栗本裕美君) この共同設置につきましては、昭和39年に設定されておりました、この時期については、ちょうど地方事務所が廃止されてこの充て指導主事制度を制定されたというふうに記憶しております。そうした中で、各市町村の、特に町村の教育長の教育行政に対する助言といいますか、そういう指導といいますか、そういうことに当たってきたと思っています。

そうしたものを今回廃止いたしまして、より細かく各学校等に直接入りまして、そして学校診断をします。そして、その学校診断をした結果、市町村の教育長に対して一定の報告をして、改善すべきところについて助言指導をしていくと、こういうような方向に変わるといふふうに聞いております。まだ、具体的に要綱も定まっておりませんし、どういう先生がどのように入ってきて、そしてどういう学校に入るのかということもわかっておりませんが、今聞いている範囲内ではそういった方向に向いていくといふふうに聞いております。

したがって、より具体的な助言指導をいただけるのではないかなというふうな気もいたしております。これはまだ、先日、この派遣要綱の廃止をすることで県の

方からまいりましてただけでございますので、そうしたことについてはまだ、県としてもこれから中身を、県議会等に、あるいは教育委員会等に報告しながら定めていかれるものというふうに思っています。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 町の教育委員会の方もまだきちっとした要綱を見ていないということなので、今の教育長の説明を聞きますと、でもより時代に即した形で対応してもらえるのかなという気もするんですが、ただ一方的に廃止のみを言われたら、私たちもちょっと判断しにくいということもありましたので聞かせていただきましたが、今後やっぱり斑鳩町の各小中学校のためになるように、またこういう機構改革の中であっても、これらの派遣について今後もぜひ積極的にしていただけるようお願いをしたいというふうに思います。

以上で結構です。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって議案第29号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程36、議案第30号 西和衛生試験センター組合規約の変更についての議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第30号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） それでは、議案第30号 西和衛生試験センター組合規約の変更につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第30号

西和衛生試験センター組合規約の変更について

標記について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

次のページの西和衛生試験センター組合規約の変更についてということで、朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

西和衛生試験センター組合規約の変更について

西和衛生試験センター組合を組織する構成団体のうち、組合の施設所在地である上牧町の収入役が平成18年3月31日をもって廃止され、同年4月1日より、同町の助役が同町の収入役の事務を兼掌されることから、西和衛生試験センター組合規約を別紙のとおり変更をするものでございます。

新旧対照表等につきましては、省略をさせていただきます。

議員皆様方の温かいご審議をいただきまして、原案どおりご議決を賜りますようよろしく願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） この議案の取り扱いについて、町長が本日の議会招集のあいさつの中にも組み入れていただきまして、議会に対して、色々ご配慮願いますということで重ね重ねお願いされてきましたことについてはもったいない話だ、そのように思っております。当然のこととして私は受け止めておりますし、委員会に付託を省略するという行為が、それだけ町長も、やはり住民のためには委員会中心主義の方がいいと考えておられるあらわれかなと思って感謝しております。

そうした中で、ただいま担当の中井部長から提案説明ということでしていただきました。私は、今ちょっとお聞きしたいなと思いますことは、一部事務組合の規約全般についての話も重ねていきますので、その点につきましては、答弁者はそちらの方で決めていただいたらいいと思います。

まず、この一部事務組合の規約というものを、私自身も平成13年、14年と議長としてこの規約に基づいて組合の議員として参加しておりました。ただ、その規約を、まことに申しわけないんですが、今初めて見たという状態で申しわけないんですが、かねがね私は、一部事務組合の議員が議長ということで各7町の議長がみんな参加しているということは少し抵抗があったんですが、今こうして改めて組合規約の一部を変更する規約ということで、各町の議会に議決を求めておられるということについて、今回は上

牧町の収入役が廃止されることに基づいての変更ですので、これはやむを得ないことだと思います。

それで、お聞きしたいのは、まず1点目につきましては、上牧町の町長が管理者、また副管理者となられておられる一部事務組合ですね、それはこの西和衛生試験センター組合だけなのか、いや、あとほかにもあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 上牧の町長さんにつきましては、西和衛生試験センターの管理者というだけの役職でございます。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私は、なぜそのようにお聞きしたかといいますのは、今回は西和衛生試験センター組合の規約の一部変更だけということだけで今お聞きしてありますが、その中で副管理者の改正されておりますのが、今まで「助役」ということになっていたのを、「組合の管理者及び副管理者」ということで、その属する組合町のそれぞれの議会において、今度は議員の中から互選する。西和衛生試験センターの組合の副管理者の町においても、将来的に収入役が廃止されることもあるということも考えてこのような表現になっておるのか。また、それと、各7町、まあ残り6町ですね、そこで収入役を廃止されていく方向がもう少し明らかになっているようなところがあるのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この関係につきましては、西和衛生試験センターについての副管理者は安堵町でございます、安堵町についてはまだ収入役さんはおいででございますけれども、今後広域7町の中ではやはり収入役さんを廃止されていくというような方向、地方自治法の制度改正を待つというところがありますけれども、いずれにしても、制度改正あったとしても、その任期の最終をもってそれで廃止されるということになっておりますので、そういった中であると思います。

我々といたしましては、そういった時期においては、広域圏の協議会につきましては一部事務組合の生みの親といいますか、そういった中で協議されて一部事務組合を設立した経緯がありますので、そういった方針につきましても、まずはそういった関係についての整理をどうしていくのかというようなことについては、私もその幹事の一人でございますので、事務担当者の中であらかじめ協議いたしまして、また協議会の方へ意見

具申といたしますか、考えを示していきたいというような流れになっていくだろうと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 最後にもう1点、このような一部事務組合の議会の議員の選出方法について、奈良県内の他の中和地区とか南和地区の方での一部事務組合なんかにおいては、必ずしも議長がその議員に行っていないということもあると思うんですが、その点について、生みの親というんですか、もともとの規約を制定された時点でのことから、総務部長にお聞きしても余りその事情はわからないと思いますが、ほかの地域では、多分この規約の中で、「議会の議長」という言葉じゃなくて、今回2番目に改正されようとしているように、「当該組合町の議会の議員の互選により選出された者」、そのようになっているのではないかなと思うんですが、そのことについて、今、総務部長が事務方の方の一員であるとお聞きしましたので、それらについて研究とか、それらはされたことはあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それだけで特段研究したとか調査したというようなことはございませんけども、仄聞する中でやはり色々と、このような西和といたしますか、広域圏の関係のようでない決め方をされているところは、それぞれあると思います。ただ、この関係につきましては、当初協議会の中で色々と協議される中でそのような状態になったと聞いております。今後、どうするかについては、やはり色々な意見が出てきた中で我々に対して一遍調査せよというような上からの話がございましたら、我々としてはそれは、どのような形になっておるかということも調査する中で報告をしていかなきゃならんと考えております。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 質問の最初に話したように、私自身も組合議会の議員として参加しておりながら、その時に何ら提案できなかって、今、そちらに行っていないのに、その規約改正について一つの、それを構成している議会の議員としてどのような形で協議会に申しっていくのか、またこれは当然町長は議員ということであるでしょうし、またこの規約改正についても、町長らで構成されている協議会といたしますかね、その中での話もやっていただきたいなど、提案で結構ですので、お願いしたいと思うんですが、その点について町長どういふふうにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） まさに、今、上牧町の収入役がおやめになって廃止するというところでこういうことになってますけども、いずれにいたしましても、私らも出ている中では、その町のところが、所在するところが管理者を持っていると。持ち回りでもいいんではないかなというようなこともありますし、また副管理者については2つを兼ねている方もおられるし、そういうことも踏まえたら、最初に出来た段階のことが踏襲されて何ら一考もされてないと。たまたま、今、収入役を上牧町が廃止するというところからこういう事態になっているわけですから、いずれにいたしましても、この関係等については、どうせまた7町でも収入役の廃止が出てこようと思いますし、そういうことを考えますと、それも考えた上で協議をするというのか、そういう話もしていくことも当然であろうと思います。現状としては、今、こういう形になっているというのが、こういう形で進めていかざるを得ないなと思っております。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第30号 西和衛生試験センター組合規約の変更については、満場一致で可決いたしました。

続いて、日程37、議案第31号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第31号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私の方から、議案第31号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

議案第31号

王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について

標記について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

次ページの王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について、朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更について

王寺周辺広域休日応急診療施設組合において共同処理する事務に、平成18年4月1日から新たに「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に定める市町村審査会の設置及び運営に関する事務」を加えることとし、王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約を別紙のとおり変更するものである。

新旧対照表等のご説明につきましては、省略とさせていただきます。議員皆様方の温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりました。本案について質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） これにつきましては、一定以前委員会の中でも聞かせていただいたんですが、その時にちょっと聞きそびれたことがありましたので、確認をしておきたいと思います。

介護認定審査会を充てることも可能だという中で、やはり障害者の対応ということでは、きちっとメンバーを構成しまして、2合議体を審査会として設置をされるというふうに説明を受けておりますし、それぞれ北I城郡、生駒郡の方面からの精神障害者に対応出来るような方にも入っていただくということで、万全な体制はとっていただいたということはお聞きしておったわけなんですけど、ただこの新しい制度になって私ちょっと心配しているんですけど、この2合議体で審査会の方が十分機能出来るのかどうかということがちょっと心配なんですけど、そここのところについて、担当の方は、この2合議体をつくられた経緯と、これから運用していく中でどのようにお考えになられているのか、こここのところちょっと確認を、私もその当時ようしなかったもので、本日お聞きしときたいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、7町の判定を要するであろうと思われる対象者の数につきまして、各町の方から拾い上げをさせていただきました。それでもちまして、一番対象者の数としては、斑鳩町はざっと120名ぐらいになるであろうと。あとは、安堵町はまた数はぐっと減ってくるんですけども、大体60名から70名ぐらいのところになるのではないかなと。そういきますと、10月1日までには完全に認定作業を終了しておかなければなりません。10月1日で認定の作業を終了しておこうとするならば、当然9月の最終の審査会で終わっておかなければ、その方たちの判定が出来ないということになりますので、それまでに毎月1回の状況で、一度に来るということはまずないであろうという想定をしておるんですけども、それで毎月1回の審査会の開催で5人の2合議体で十分出来るのではないかという判断はしております。

ただ、今現在そういう形で想定をして毎月1回の開催の予定をしておりますけれども当然申請件数等がその時に集中すれば、随時そういう形での開催はさせていただくということで、今現在審査会の委員さんをお願いをしております先生方に、こういうこともあり得るのでご了承をしておいてくださいということでご説明をさせていただいているということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 以前にも申し上げましたが、事前にモデル地区でやられた判定で、1次判定、2次判定で大きな違いが出ているということもございましたので、この審査会の方での判定につきまして、新しい制度ですし大変だとは思いますがそれでもそれぞれきちとした判定が出来るように十分注意をしていただきたいということをお願いをさせていただいております。

○議長（中西和夫君） ほかにはございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって議案第31号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更については、満場一致で可決いたしました。

続いて、日程38、議案第32号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって議案第32号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第32号は、総務常任委員会に付託いたします。
続いて、日程39、議案第33号 斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって議案第33号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第33号は、建設水道常任委員会に付託いたします。
続いて、日程40、議案第34号 斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) これをもって議案第34号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第34号は、建設水道常任委員会に付託いたします。
続いて、日程41、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)、日程42、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その2)、以上2議案を会議規則第37条の規定により一括議題とし、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって諮問第1号、諮問第2号については一括議題とし、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

- 総務部長(植村哲男君) それでは、諮問第1号、諮問第2号について、私の方から説明させていただきます。

まず、諮問第1号でございます。

現委員の横田啓子氏の任期が、平成18年6月30日をもって満了することから、その後任者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

議案書を朗読させていただきます。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて(その1)

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺2丁目10番45号

氏 名 山本恵一

生年月日 昭和17年8月2日

以上、簡単であります但説明とさせていただきます。なお、同氏の経歴につきましては、次のページに添付いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、諮問第2号でございます。

現委員であります金本加津子氏には、平成18年2月5日死去されたことから、その後任者として推薦することについて意見を求めるものでございます。

議案書を朗読させていただきます。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町龍田西1丁目3番2号

氏 名 黒松龍一

生年月日 昭和27年4月25日

以上、簡単でございます但説明とさせていただきます。同氏の経歴につきましては、次のページに添付いたしておりますが、朗読は省略させていただきます。

何とぞよろしく、諮問第1号、諮問第2号ともご承認賜りますようお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、一括し

て適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。7番、小野議員

○7番（小野隆雄君） 今、議長がそうして言うてもらったことで別に問題はないんですが、ちょっと確認したいことがあるんです。といいますのは、諮問第2号について、これは前任者が死去されたことについての後任者の推薦なんですが、この黒松龍一氏の任期については、どういうぐあいな形で取り扱われるのか。もっとも、この人権擁護委員さんの任期というものについてもはっきりお聞きしてないんですが、その点はどのようにいたされるのか、確認したいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 任期は3年でございます。そして、黒松龍一氏の任期といたしましては、議会の推薦をいただきまして後、法務省の方へこの推薦をさせていただきます。黒松龍一氏の任期としては、7月1日から任期が開始になってくる状況になります。

○議長（中西和夫君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 諮問第2号の、今、黒松龍一氏という名前を出して話してますけどね、この人を推薦するのは、前任者の死去に伴いということの後任者という考え方、この方の任期の後ということなのか、今、7月1日とおっしゃっているのは、多分任期満了の方の後任者の方だと思いますので、その辺ちょっと整理していただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 前任者の方がお亡くなりになりまして、今現在欠員の状態になっております。その方も、6月30日までの任期がございまして、そういうことで、本日こういうことで議会の方で推挙をしていただきますと、手続上追っていきますと、当然7月1日からの任期が開始になってくるということになりますので、そういうことでご理解いただけたらと。こういうご説明の仕方をして、誤解を招くようなご説明の仕方になっておるんですけども、後任の方を補欠していくというんじやなしに、お亡くなりになりまして、ちょうど7月1日に任期が発生してきますので、そのためのご推薦をお願いしたということでございます。

○議長（中西和夫君） 再度お諮りをいたします。本案については、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その1）、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その2）については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することに決定いたしました。

続いて、日程43、認定第1号 町道認定及び路線変更についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程44、同意第1号 助役の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

（芳村助役 退席）

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって同意第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 同意第1号について、私の方からご説明申し上げます。

現助役の芳村是氏の任期が、平成18年3月31日をもって満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく同意を求めるものでございます。

議案書を朗読いたします。

同意第1号

助役の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町助役に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 斑鳩町法隆寺西1丁目7番33号

氏 名 芳村 是

生年月日 昭和13年11月11日

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。なお、同氏の経歴については次のページに添付させていただいておりますが、朗読は省略させていただきます。何とぞよろしく満場一致をもってご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって同意第1号については、満場一致で同意いたされました。

（芳村助役 着席）

○議長（中西和夫君） 芳村助役に報告いたします。同意第1号 助役の選任について同意を求めることについては、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程45、報告第2号 平成18年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって報告第2号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） それでは、報告第2号 平成18年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につきまして、私の方からご報告させていただきます。

まず最初に、議案書を朗読いたします。

報告第2号

平成18年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成18年3月2日提出

斑鳩町長 小城利重

本議案につきましては、財団法人斑鳩町文化振興財団の平成18年度斑鳩町文化振興財団事業計画及び収支予算につきまして議会に報告するものであります。

平成18年度事業計画及び収支予算につきましては、指定管理者制度の導入によりまして予算の組み替え、及び公益法人会計基準の改正によりまして収支予算書の様式が変更されています。その様式に基づき作成させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1ページの平成18年度事業計画を朗読し、説明とさせていただきます。

平成18年度事業計画

斑鳩町文化振興財団は、いかるがホールが地域の文化活動の拠点となり、文化力を高めて地域を活性化し、文化芸術を培い、創造力と人間の感性を育み、地域に心豊かな感動づくりを創造させるため、以下の事業に取り組みます。

(1) 芸術・歴史文化事業の企画及び運営に関する事業については、本年度は以下のような事業を実施する。

・住民参加型事業、4事業、事業費436万。・芸術文化鑑賞型事業、9事業、事業費1,022万円。・育成型事業、4事業、事業費237万円。事業合計、17事業、事業費合計1,695万円です。これらの各事業につきましては、2ページから5ページに、開催事業の概要としまして記載いたしておりますので、よろしく願いいたします。

(2) 芸術・歴史文化活動の普及、振興、支援事業については、本年度は以下のような事業を実施する。

・受託事業、2事業、事業費105万円です。この2事業の事業内訳につきましては5ページに記載いたしております。・友の会運営費、事業費78万円で、いかるがホールで、友の会会員390人、法人会員40口の会費収入78万円を運用いたしております。主なものは、いかるがホールの友の会会員への通信費、活動奨励等の入場券購入費であります。

(3) 芸術・歴史文化情報の収集及び提供については、本年度は以下のような事業を実施する。

・ホール機関誌の刊行、事業費38万6,000円は、年2回ホール情報誌の発行にかかる経費を計上いたしております。

(4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業については、本年度は以下

のような事業を実施する。

・斑鳩町文化振興センターの管理及びホール運営

1. 施設管理運営事業、事業費1億2,382万1,000円で、その内訳は、施設管理運営にかかります経費のうち、電気、水道、植栽、清掃、夜間警備、浄化槽維持管理等について、ホール部門と図書館部門の床面積8対2とし、ホールを8、図書館を2で割り振りし、ホール部門1億990万8,000円、図書館部門1,391万3,000円を計上いたしております。

2. ホール施設使用料収入の受け入れ。使用料収入2,272万2,000円で、ホールの各施設の使用料収入です。内訳につきましては、12ページに計上しております
以上が18年度の事業計画であります。

次に、18年度収支予算につきまして、6ページの収支予算書総括表にて前年度予算額と比較し記載いたしております。前年度予算額につきましては、前年度の収支予算書の科目と本年度予算が変わっておりますので、予算科目に対応する組み替えを行い表示させていただいております。特に変動の大きい項目を取り上げ報告させていただきます

事業活動収入計、予算額1億5,201万4,000円で、前年度と比較して789万円の減となっています。その主なものは、事業活動収入の事業収入と受託事業収入の減であります。

事業収入予算額が1,280万3,000円で、前年度と比較して52万2,000円の減となっています。主に自主事業の事業費の減により、入場券販売収入が減額となったものであります。

受託事業収入は、施設管理受託事業収入と使用料収入及び斑鳩町からの委託を受けた受託事業収入で、予算額1億2,487万1,000円で、前年度と比較して1,405万7,000円の減となっています。主に、前年度では施設管理受託事業費を全額施設管理受託事業収入に計上いたしておりましたが、施設使用料を受託事業収入の使用料収入とし、施設管理運営費から使用料収入を控除して予算計上したことによる減であります。

補助金等収入の予算額1,279万6,000円、前年度と比較して643万円の増となっています。これは、前年度予算では、事業収入の使用料収入に計上しておりましたが、受託事業収入に組み替えしたことにより増額となっています。

次に、事業活動支出につきまして、事業活動支出計、予算額1億5,151万4,0

00円、前年度と比較し789万円の減となっています。

この主なものは、自主事業費、予算額1,695万円、前年度と比較して532万円の減となっています。これは、公演事業数の減によるものであります。

施設管理運営費は、いかるがホールの施設管理運営費で、予算額1億2,382万1000円、前年度と比較して1,061万3,000円の増は、前年度予算では総務管理費に計上いたしておりました施設受付事務、施設貸付事務、施設管理システム、公課費等の経費を、総務管理費から組み替えにより増1,176万3,000円に対し節減による減額115万円であります。

管理費支出、総務管理費は、財団の管理運営に要します経費で、次の管理運営費を統合して計上、主には人件費等庶務的経費であります。予算額891万3,000円、前年度と比較して1,222万2,000円の減、及び管理費予算額46万7,000円を減額してます。この減額につきましては、総務管理費に係ります経費を、施設管理運営費へ組み替えにより減1,176万3,000円と、節減による減92万6,000円によるものであります。

なお、収支予算書につきましては、予算に関する説明書を提出いたしておりますのでよろしくお願いいたします。

また、平成18年4月から、公益法人会計基準の改正によりまして、収支計算書及び収支計算書に係る科目を前年度と比較するため、9ページに計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、平成18年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてのご説明とさせていただきます。

なお、本報告議案につきましては、去る2月10日開催の財団法人斑鳩町文化振興財団理事会におきまして、ご承認を得ておりますことをご報告申し上げますと共に、当日の理事会の会議録を議会事務局に提出いたしておりますことを申し添えさせていただきます。よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 会議時間を18時まで延長いたします。

報告が終わりましたので、本件について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号 平成18年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります

続いて、日程４６、報告第３号 平成１８年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第３９条第２項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって報告第３号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。藤原企画財政課長。

○企画財政課長(藤原伸宏君) それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

報告第３号

平成１８年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

標記について、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成１８年３月２日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、予算書についてご説明をさせていただきます。

まず、予算書の１１ページをお開きいただきたいと思います。事業計画説明書により取得事業からご説明をさせていただきます。

まず、法隆寺線に係ります都市計画道路事業用地取得でございますが、残存物件のうち公社対応といたしまして２件を予定しており、引き続き粘り強く交渉を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。平成１８年度につきましては、用地費、補償費を合わせまして１億７，６４７万円を計上いたしております。

次に、法隆寺駅周辺整備事業用地取得でございますが、ＪＲ用地及び駅南側での買収を予定しており、２億４，０００万円を計上いたしました。

次に、道路新設改良事業用地取得といたしましては、神南３丁目地内道路新設改良事業について３，３３４万５，０００円、町道３０８号線道路新設改良事業用地につきましては、８３２万５，０００円を計上いたしたところでございます。

次に、(仮称)総合福祉会館事業用地取得でございますが、小吉田１丁目地内におきまして２カ年で取得をしたいと考えているところでございます。平成１８年度では、１億９，４７５万４，０００円を計上いたしております。また、平成１９年度では８，０

11万5,000円を予定しており、総額では2億7,486万9,000円となっているところでございます。

10ページにお戻りいただきたいと存じます。処分事業でございます。

まず、法隆寺線に係ります都市計画道路事業用地処分として4,446万7,000円を計上いたしております。これにつきましては、平成16年度及び17年度で取得いたしましたものについて清算を終える予定としております。また、平成19年度につきましては、1億4,835万2,000円をもってすべて処分を終える予定でございます。

次に、法隆寺駅周辺整備事業用地処分でございます。平成18年度で1,500万円を、平成19年度では4億9,452万1,000円、平成20年度1億6,509万7,000円を予定しております。既に保有をしております暫定植栽広場につきましては、平成19年度で処分をしまいたいと考えております。

次に、道路新設改良事業用地処分でございます。神南3丁目地内道路につきましては平成18年度、19年度の2カ年で、また町道308号線道路につきましては平成19年度で、それぞれ事業の進捗と合わせまして処分をする予定でございます。

次に、(仮称)総合福祉会館事業用地処分につきましては、平成19年度、平成20年度の2カ年で処分をする予定をしております。

次に、町単独土地改良事業用地処分の三井農道につきましては、平成17年度からの3カ年間で事業進捗に合せて処分をしてきたところでございまして、平成18年度、19年度において清算を終える予定をしております。

次に、(仮称)文化財活用センター事業用地処分につきましては、3,857万9,000円を計上いたしております。

次に、都市計画道路代替用地処分でございますが、土地開発公社の経営健全化を図るため、当面処分見込みのない都市計画道路代替用地及びその他の代替用地につきまして処分をしまいたいと考えております。平成18年度につきましては、3億3,007万5,000円を計上いたしております。龍田西8丁目地内の都市計画道路代替用地と、平成17年度におきまして処分が出来ませんでした法隆寺北2丁目地内の都市計画道路代替用地につきまして、一般競争入札により処分をしまいたいと考えております。

なお、平成17年度につきましては、法隆寺北2丁目地内の都市計画道路代替用地及

び法隆寺南2丁目地内の代替用地につきましては、一般競争入札により処分したところでございまして、これにつきましては、法隆寺北2丁目地内の用地については621万9,012円の損失、法隆寺南2丁目地内の代替用地では698万8,565円の売却益が生じたことにより、差し引き76万9,553円を準備金に留保出来るものとなりました。

しかしながら、平成18年度の処分につきましては、売却に伴い損失が生じることが見込まれますので、一般会計からの損失補てんを講じてまいりたいと考えておるところでございます。処分額が確定いたしますれば、公社事業計画の変更並びに一般会計予算の編成を行い、特別利益及び損失補てんを計上していきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、2ページにお戻りください。第1表、収益的収入及び支出予算でございます。

まず、収入では、事業収益、公有地取得事業収益で4億5,761万1,000円、事業外収益、受取利息で2,000円、雑収益で1万円の合計4億5,762万3,000円でございます。

支出では、事業原価、公有地取得事業原価で4億5,761万1,000円、一般管理費で10万円の合計4億5,771万1,000円でございます。

次に、3ページの第2表、資本的収入及び支出予算をご覧ください。

収入では、資本的収入、借入金で6億7,500万円。

支出では、資本的支出で、公有地取得事業費が6億7,564万4,000円、借入金償還金が4億5,700万円の合計11億3,264万4,000円でございます。

それでは、1ページにお戻りください。朗読をもちましてご説明にかえさせていただきます。

平成18年度斑鳩町土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成18年度斑鳩町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 都市計画道路事業用地取得及び処分
2. 法隆寺駅周辺整備事業用地取得及び処分

3. 道路新設改良事業用地取得及び処分
4. (仮称) 総合福祉会館事業用地取得
5. 町単独土地改良事業用地処分
6. (仮称) 文化財活用センター事業用地処分
7. 都市計画道路代替用地処分

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。

収益的収入 4億5,762万3,000円

収益的支出 4億5,771万1,000円

- 2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 収益的収入及び支出予算」による。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、4億5,764万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金、4億5,764万4,000円で補てんするものとする。)

資本的収入 6億7,500万円

資本的支出 11億3,264万4,000円

- 2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 資本的収入及び支出予算」による。

(借入金の限度額)

第5条 借入金の限度額は、30億円と定める。

- 2 前項の限度額のうち、本事業年度において借入を行わなかった金額は、翌年度事業に繰り越して借入することができる。

(予算の弾力条項)

第6条 公有地売却の増加によって、収益的収入予算の款・事業収益、項・公有地取得事業収益の予算額を上回って収入された場合は、その上回って収入された金額の範囲内において資本的支出予算の款・資本的支出、項・借入金償還金の予算額を上回って支出することができる。

平成18年2月13日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

以上、簡単ではございますが、報告第3号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（中西和夫君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。7番、小野議員。
- 7番（小野隆雄君） ちょっとお聞きしたいんですが、朝の嶋田総務委員長の委員長報告の中にもあったと思うんですが、法隆寺何丁目やったかちょっと忘れましたが、東小学校の北側の土地、入札によって処分された。その時も、委員長の方で、何か600万以上の利益とかいうような話で、今の課長の都市計画道路の代替用地の処分についても同じようなことをおっしゃっていたんで、あの土地につきましては、20年以上たっているように私は記憶しとるんですが、その時の買収価格というんですか、取得された時の価格、その土地全体の価格と、それから20年以上たっているから、その間の経費というのがどれぐらいなもんあったのかなというのが疑問なんです。安く買われたということもあるのかなと思うんです。今、入札で2,000何万ですね、処分されたということは、だから、そこで600何万の収益というんか、売却益というんですか、それがなかなかちょっとつかみづらいです。それで、出来ましたら、取得された価格と、それから持っておられた中での経費、ほとんど利息ですね、それは幾らになるのか、ちょっと数字を言ってもらいたい、このように思います。
- 議長（中西和夫君） 藤原企画財政課長。
- 企画財政課長（藤原伸宏君） ただいまお尋ねの法隆寺南2丁目地内の土地でございます。取得時の用地費につきましては、1,539万6,716円でございます。諸経費につきましては164万6,245円、利息につきましては511万8,474円ということで、合計いたしますと、売却時の簿価につきましては、2,216万1,435円となっております。
- 議長（中西和夫君） 7番、小野議員。
- 7番（小野隆雄君） 処分時の簿価が2,216万ぐらい。それで、入札によって今処分された価格は幾らなんですか。
- 議長（中西和夫君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） 入札によって処分いたしました価格は、2,915万円でございます。したがって、差額は698万8,565円となっております。

○議長（中西和夫君） 2番、松田議員。

○2番（松田 正君） 土地開発公社のこの事業計画の関係は、今、数字で示してくれて説明もいただいていますし、町長から説明もあるんですけども、この計画は、いわゆる複数年次にわたる計画のものもあるわけでありまして、それから従来から懸案になっている問題もありますので、こういう計画だけでなしに、出来るだけ僕は図面で表示をしてきて、そして年次計画を明らかにするという関係で理解を求めの方がいいというふうに思いますので、出来るだけそういう配慮をして説明をしてもらいたい、そういうふうに思うんです。

ですから、この内容だけでは、18年度でどれだけのものをどうするのか、19年度どうするのかというのはわかりませんし、特に私どもが感じますのは、法隆寺駅前の関係などについては、まだ従来から残っている部分がありますし、ここにもちょっと書いてますように、暫定植栽広場というふうに言っているんですけど、これも旧官舎の関係を言うてるんだと思うんですけども、こういうふうに言葉を変えて言われてみたりなんかすると、どこが残っていてどこがどうなのか。あるいは今回のJRの周辺整備の事業の関係で、3番線の撤去をしたあの関係などの関係ですね、色々複雑になってきていると思うんです。それを年次ごとにどこからどう取得するのかということについて、これではちょっとわかりにくいと思いますので、出来れば図面を添付をしていただいで具体的に説明をしていただき、こういうふうにご配慮をいただきたいものだというふうに思うんです。

ですから、これは果たして適当なのかどうかわかりませんが、出来れば、今日はもう間に合いませんから、予算委員会にでも提示をしていただいで、準備をしていただいで、その場所でご説明をいただくというようなことが出来ないものかどうか、特に要望申し上げて、町側のご配慮をいただけるかどうかだけお聞きしておきたい、こう思うんです。

○議長（中西和夫君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） おっしゃいます資料につきましては、予算特別委員会につきまして提出をさせていただきたいと存じます。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号 平成18年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを終わります
以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明3日から6日までは休会、7日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、
定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

(午後5時2分 散会)